

地名 散歩

第58回 鉄道トンネルの名前

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

川端康成『雪国』の冒頭の有名な一節、「国境の長いトンネルを抜けると雪国であつた」に登場するのは、上越線の清水トンネルである。上越国境の清水峠にちなむトンネル名だが、この峠道をたどるルートは明治期に馬車道として一応は整備されたものの、毎年の豪雪による損傷が大きく、さらに険路であったため不通が多かったという。その後は明治20年代に信越本線(碓氷峠経由)が開通、また昭和6年(1931)に上越線が開通して重要度が低下、道路交通路としても、西側の三国峠経由の現国道17号に主役の座を譲っている。

今では旅客の大半が上越新幹線を経由しているが、こちらは大清水トンネルと命名された。新幹線のトンネルは「新」が多いのだが、すでに新清水トンネルが下り線に存在したこと、新旧の清水よりはるかに長い22.2キロを誇る

ことから大を付けたのだろう。ちなみに昭和57年(1982)の同トンネルの開通により、長い間世界一であったスイスのシンプロン・トンネル(全長19.8キロ)はその座を明け渡している。

シンプロンを含めて、分水界を越える長いトンネルは峠の名前を付けるのがふつうで、中央本線の小仏トンネル(東京都・神奈川県)・笹子トンネル(山梨県)・新鳥居トンネル(長野県)、南海電鉄高野線の紀見トンネル(大阪府・和歌山県)、土讃線の猪鼻トンネル(香川県・徳島県)、など枚挙に暇がない。中には「峠」を名乗らない例として東海道本線の日本坂トンネル(静岡県)もあり、こちらは宇津ノ谷峠を経由する「五十三次」ルート以前、奈良時代からの古い東海道ルートだ。中には峠と書くのに方言読み(たんだわ)の伯備線谷田峠トンネル(岡山県・鳥取県)などもある。



『雪国』で知られる清水トンネルと、並行する戦後開通の新清水トンネル、その左下は上越新幹線の大清水トンネル、さらに左下端の2本は関越自動車道の関越トンネル。1:50,000 「越後湯沢」平成19年要部修正



水田の目立つ丸いエリアが丹那盆地で、その下を直線的にくぐるのが東海道本線の新ルートに穿たれた丹那トンネル(昭和9年開通)。北側に並行するのは新幹線の新丹那トンネル。1:50,000 「熱海」昭和51年修正

長い有名トンネルの中で峠の名を採用していないものといえば、筆頭^{たんな}は丹那トンネルだろうか。丹那は静岡県函南町の大字丹那にちなみ、かつて湖だったといわれる楕円形の窪地は丹那盆地と呼ばれている。丹那トンネルはその真下を通るのでその名が付いたようだが、建設中は「丹那山隧道」と呼ばれていた。竣工後に「山」が外されたのは、そんな名前の山が存在しないからかもしれない。いずれにせよ当地は火山・温泉が高密度に分布する難しい地質で、工事中も大出水が相次いだが、真上の丹那盆地では逆に水が涸れてしまった。鉄道省による用水設備の建設など補償措置はあったが、これを機に酪農への転換も行われ、それが現在の丹那牛乳のルーツにもなっている。その工場所在地は奇しくもトンネルの真上だ。

丹那トンネルで短絡される以前の東海道本線が通っていたのが今の御殿場線ルートで、こちらは箱根の外輪山の麓を酒匂川に沿って急勾配を上っている。そこに穿たれたいくつかのトンネルは箱根第一号・第二号・第三四号(統合された)・第五号・第六号甲・第六号乙と、6つのトンネルにそれぞれ「箱根」の文字が入っている。箱根の外側を迂回して現在の箱根町内に1歩も足を踏み入れないにもかかわらず、明治の鉄道技術者としては「東海道五十三次」以来の箱根越えのイメージが濃厚にあったのかもしれない。

さて、日本の鉄道路線の中でトンネルの多さにかけては双壁といえるのがJR東海の飯田線と四国の土讃線^{どさん}である。両線とも峡谷に沿って川を俯瞰しつつ短いトンネルがひっきりなしに続く。このうち飯田線の大嵐^{おおぞれ}～平岡間の13.2キロほどの区間には次の25か所が

ひしめいている(カッコ内は駅)。

(大嵐)大嵐・第一西山・第二西山・粟代・滝見・第一大輪・第四大輪(小和田)長尾・河内山・上山・初見・第一途中・第二途中・第三途中・不当(中井侍)観音山・第三中井侍・下山・小沢(伊那小沢)第十一久保・第二十久保・第一鶯巣・第二鶯巣(鶯巣)藤沢・満島(平岡)。ナンバーが飛んでいるのはトンネルの統廃合や計画変更に伴うものであり、戦前に三信鉄道として開通した当初はこの区間に現在より8か所も多い33か所が存在した。これらのトンネル名はおおむね地名や山や崖などに付く地名と推察できるが、今となっては誰も使わない山間の地名が多く含まれおり、まさに小地名の墓碑銘のような存在となっている。

これに対して、長大トンネルの多い新幹線では、峠の部分を除けば名の知れた広域山名・地名を採用する例が多く、たとえば東北新幹線の八甲田トンネル(七戸十和田～新青森)、蔵王トンネル(福島～白石蔵王)などは山頂からずいぶん離れている。山陽新幹線の備後トンネル(新尾道～三原)、安芸トンネル(東広島～広島)などは国名だから壮大だ。日本で最も長いのは青函トンネルであるが、これは青森と函館を結ぶというよりは、その区間に運航されていたかつての鉄道連絡船に敬意を表したものだろう。

水底といえば、鉄道トンネルで日本で最初に設けられたのは明治7年(1874)に大阪～神戸間が開業した際に設けられた芦屋川・石屋川・住吉川の3つの天井川をくぐるものであった。花崗岩質で流出土砂の多い六甲山地南麓ならではの施設であるが、最初がいずれも河底トンネルというところが、いかにも雨の多い温帯モンスーンの日本を象徴している。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.720
2017 January



表紙写真

「ダイヤモンドチェリー」

第31回写真コンクール連合会長賞
谷口 正美●鹿児島会

「我が前に桜島あり西郷も大久保も見し火を噴く山ぞ(海音寺潮五郎)鹿児島島のシンボル桜島は今なお火を噴く活火山。その桜島の頂上に輝く太陽「ダイヤモンドチェリー」を撮りたいと思い、日の出の時刻と方位を調べ、日々移動し天候にも左右される撮影場所に通い続け、やっとその日を迎えました。ゆっくりと朝陽が射しはじめたその直後、桜島の昭和火口が噴火し、そこから上がった噴煙は朝陽を遮ることもなく南にたなびき、光り輝く「ダイヤモンドチェリー」の素晴らしい瞬間を切り撮ることができました。自然に感謝、桜島に感謝です。

地名散歩 今尾 恵介

03 新年の挨拶／新年の挨拶

日本土地家屋調査士会連合会 会長 林 千年

04 新年の挨拶／新年を迎えて

法務省民事局長 小川 秀樹

05 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第54回 筆界特定制度制定10周年を迎えて

～再び筆界調査委員の拝命を受けて感じたこと～

山口県土地家屋調査士会会員 瀬口 潤二

10 土地家屋調査士の社会貢献活動 寄附講座・出前授業

第3回 九州大学における寄附講座(福岡会)

12 税務大学校短期研修「評価実務」

13 愛しき我が会、我が地元 Vol.35

函館会／三重会

16 会長レポート

18 地上絵プロジェクトin 福島

20 国民年金基金から

22 公嘱協会情報 Vol.123

24 土地家屋調査士新人研修修了者

中国ブロック協議会

25 平成28年度第2回釧路土地家屋調査士会全体研修会に参加して 研修テーマ「GNSS測量の実務(基礎)」

28 大規模災害基金状況

30 土地家屋調査士賠償責任保険

31 日調連主催「実務講座」～土地境界実務～ 土地境界問題解決への貢献のために

～筆界確認、筆界特定、筆界確定訴訟を貫いて 第3回

東京地方裁判所部総括判事(前民事第二課長) 江原 健志

35 会務日誌

37 ちょうさし俳壇

38 土地家屋調査士名簿の登録関係

39 編集後記

新年の挨拶



日本土地家屋調査士会連合会 会長 林 千年

新年、明けましておめでとうございます。

全国の土地家屋調査士の皆様におかれましては、心新たに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から、連合会の会務運営に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。

そして、例年のごとく自然災害につきましては、東日本大震災以降も続く異常気象、昨年の「平成28年熊本地震」、「鳥取県中部地震」、また、台風の影響に伴う風水害等、被災地の皆様、避難所生活を余儀なくされている皆様には、1日も早く心安らかな日々を取り戻すことができますよう、速やかな復旧・復興を願っています。

さて、「経済・財政運営と改革の基本方針2016」(骨太の方針)において、地籍調査と同様に、本文に登記所備付地図の整備の充実等が明記され、その重要性は各方面に広く認識されるようになってきました。「境界紛争ゼロ宣言!!」の下に、記載された文字を形にしていくことが、私たち土地家屋調査士に与えられた役目であると考えています。

不動産登記法第14条地図作成作業につきまして大幅な増額予算要求がされています。公共調達、競争入札の促進方策については、効率のよい多様な受託体制をとり、適正な業務を適切な報酬で応札できるよう、健全な受託体制を整えて、積極的に地図作りに参画していただきたいと考えています。

同様に骨太の方針に記載された、相続登記の促進に関する説明会への参加や、空家等対策としての市町村への情報提供などは、地域の土地家屋調査士会が積極的に取り組むべき事業でもあり、土地家屋調査士は地域に密着した専門資格者として社会貢献に努めていただきたいと思っております。

所有者不明土地を隣接地とする分筆の登記等を可能にするための新たな筆界特定制度の活用について、試行運用の後に本格運用に進むことが計画されています。この制度の運用により、困っている土地所有者がたくさん救われることを期待しています。

新しい制度の評価は、最初に携わる者である、法務局と私たち土地家屋調査士の取組に大きく左右されると思います。積極的に活用いただきますようお願いいたします。

また、不動産登記規則第93条ただし書に規定する不動産調査報告書の様式の改定については、円滑に新様式への移行が進んだものと思っています。今後は、登記官が、調査報告書を最大限に活用して、真に実地調査を行うべき事件と、省略することができる事件とを的確に峻別できるように、高度な専門的能力・知識・経験を有する土地家屋調査士であるという自覚と誇りを持って調査報告書の作成に当たっていただきたいと思っております。

オンラインの利用の促進につきましては、現在、法定添付情報の原本提示省略の取扱いに向けて協議を進めています。完全オンラインの実施には、調査報告書と同様に、土地家屋調査士の真正担保への認識、処分の厳罰化についての方策が今後の重要な課題になってきますので、適正な業務の遂行と引き続きの利用推進に協力をお願いします。

昨年は、制度広報活動の一つとして、法務省の筆界特定制度創設10周年の記念行事に協力し参画しました。大変盛況な来場者数となり、中央における広報として大きな成果を得ることができましたが、各地域における制度広報については、土地家屋調査士会員一人一人が主役であり、それは現地における日常業務の中にあり、地域市民との信頼関係にあるものと考えています。

日々の報道において、海外情勢が大きく変わろうとしています。国内でも多岐にわたる改革、技術革新などが進められています。土地家屋調査士制度と業務につきましても変革を求められることは必至となるでしょう。その時に後れをとらない専門資格者でなければならないことを全会員が認識しなければなりません。

今年は干支「丁酉」(ひのととり)の年、十二支の「酉」(ゆう)という漢字は酒壺を描いたもので、収穫した作物から酒を抽出する、また果実が成熟して収穫できる状態であり「実る」ということを表しているとのことです。

新しい年が会員の皆様にとりまして、実り多い希望に満ち溢れた一年になりますよう祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。

新年を迎えて

法務省民事局長 小川 秀樹



全国の土地家屋調査士の皆様に、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

昨年4月に発生した熊本地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。平成23年の東日本大震災においては、土地家屋調査士の皆様には、震災の発生直後から、被災者の方々に対する登記相談に積極的に取り組んでいただいたことに加え、登記所備付地図の修正作業においても、その専門的知見や能力を遺憾なく発揮していただいていたところです。熊本地震につきましても、既に倒壊等建物の滅失調査作業に法務局と共に取り組んでいただいているところですが、今後本格化する被災地の復旧・復興の実現のため、引き続きの御支援・御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、民事局では、平成27年度に、「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」、「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」、「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を策定し、従前から全国で行っている登記所備付地図作成作業の実施面積を拡大するとともに、大都市の枢要部や地方の拠点都市、東日本大震災の被災県においても積極的に登記所備付地図作成作業を実施することとしており、本年は各計画の3年目ということになります。昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略」2016」に「登記所備付地図の整備」等が明記されるなど、登記所備付地図の整備の重要性が各方面により広く認識されている中であって、これらの地図整備のいわば三本柱ともいべき事業を確実に実施することが重要であることは言うまでもありません。引き続きのご協力をよろしくお願ひいたします。

また、社会問題化している空家問題に対しても土地家屋調査士の皆様が積極的に取り組まれているものと承知しており、法務局と連携して更なる取組をお願ひいたします。

近時は、この空家問題に加え、いわゆる所有者不明土地問題が注目を集めるようになってきました。平成27年からは、国土交通省を事務局とする有識者による検討会が立ち上がり、法務省も参加して所有者を

探索するノウハウの取りまとめなどの施策について総合的に検討を行ってきたところですが、昨年3月に公表されたその検討会の最終とりまとめにおいては、これらの問題の更なる拡大を防ぐためには相続登記を促進することが重要であることが改めて確認され、「経済財政運営と改革の基本方針2016」等においても、相続登記の促進に取り組むことが政府の重要施策として掲げられたところです。このような政府方針等も踏まえ、民事局においては、昨年、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会との三者連名によるリーフレットを作成したほか、昨年3月には相続登記の添付書面に関する通達を一部見直し、手続の緩和を行ったところであり、今後も相続登記の促進に向けて制度面の見直しを含めた各種取組を実施していくこととしております。土地家屋調査士の皆様におかれましても、今後とも、この所有者不明土地問題の解消に向け、一層の御配慮をお願ひ申し上げます。

さらに、筆界特定制度につきましても、昨年1月20日で制度創設10周年を迎えたことを機に、「筆界特定制度創設10周年記念講演会」の開催、「法務省子ども霞が関見学デー」及び「法の日フェスタ in 赤れんが」での広報イベントを企画し、幅広い世代に筆界特定制度及びその担い手である土地家屋調査士制度の周知・広報をすることができました。イベントの実施に当たっては、日本土地家屋調査士会連合会の皆様に多大な御協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

本年も引き続き筆界特定制度の適正・迅速な処理を目指し、利用者である国民の皆様からの信頼と期待により一層応えていく必要があると考えております。

そのほか、表示に関する登記の適正化・効率化の観点からの取組も引き続き日本土地家屋調査士会連合会と継続的に協議を行いながら進めてまいりますので、土地家屋調査士の皆様には、引き続き、法務局の各種業務への御協力をお願ひいたします。

最後に、土地家屋調査士の皆様の御多幸、ますますの御活躍と、日本土地家屋調査士会連合会及び各土地家屋調査士会の更なる御発展を祈念いたしまして、私からの新年の挨拶とさせていただきます。

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第54回 筆界特定制度制定10周年を迎えて

～再び筆界調査委員の拝命を受けて感じたこと～

山口県土地家屋調査士会会員 瀬口 潤二
(元日本土地家屋調査士会連合会専務理事)

はじめに

筆界特定制度は、平成16年に不動産登記法が全面改正(平成16年6月18日法律123号)され、その後一年も経たない改正(平成17年4月13日法律29号)で創設されました。

この制度は、直前まで境界確定委員会制度(以下「確定委員会案」という。)として考えられていたものです。

「確定委員会案」については、会報「土地家屋調査士」NO.673(平成25年2月号)の西本孔昭先生(30代・31代連合会長)によって詳しく紹介されているように、筆界特定制度の底流には、この案の土地家屋調査士制度に期待する国民の思い(境界紛争の解決)が流れていることを忘れてはなりません。

私は、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)の新人役員として、西本執行部の日々の奮闘の渦中を、間近で体験し、後に松岡直武先生(32代・33代・34代連合会長)の下、専務理事として全国の単位会役員はじめ日調連を支え、共に活動した委員との議論や法務省関係者、有識者・顧問との懇談会など情報交換等の場で感じていたこと、そして、筆界登記制度制定から10年が経過した今、一人の土地家屋調査士として、現地でこの制度に向き合っていることをお伝えしてみたいと思います。

筆界特定制度を論ずる場合、本来であれば、各種の図面・空中写真などを重ね合わせた重ね図を作成し、比較検討した結果をお伝えすることが必要です。

そのような事例を載せた書物も数多く出版されていますが、今回は、筆界特定の実務での体験を、あえて文面だけでお伝えしてみます。(守秘義務にかかる非公開資料である点を考慮しました。イメージしづらい投稿になることをお許しください。)

第162回国会の附帯決議

筆界特定制度について、平成17年3月15日衆議院法務委員会と4月5日参議院法務委員会で、西本先生が参考人出席して「確定委員会案」がトーンダウンしたことや、他の参考人(弁護士・司法書士)と同席にも関わらず、筆界特定制度における土地家屋調査士の優位性を主張されたことを忘れてはなりません。(ぜひ今一度、議事録または録画を探してみてください。)

国会の決議には、衆議院で6項目、参議院で7項目の全会一致で附帯決議が付されています。(附帯決議は、文末に掲載しておきます。)

附帯決議は、当初、法務省が目指した「確定委員会案」に少しでも近づくことを意図したものであり、裁判外紛争解決機関(ADR)との連携と併せて制度を運営する人的な能力担保の施策を求めていると読み解くことができます。(西本先生、松岡先生を中心とする当時の執行部各位の懸命な活動が、国会に届いたものです。この時の活動は、その後の日調連のDNAとして残り、今に継承されていると信じています。)

附帯決議は、制度の見直しの度に、行政機関を拘束していることに注目してください。

筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADRについて

衆議院の附帯決議の三項は、「筆界特定制度が、より利便性の高いものとなるよう、裁判外紛争解決機関等の関係団体との効率的な連携に、十分に配慮すること。」とあります。

平成22年3月の「筆界特定制度と土地家屋調査士

会ADRとの連携に関する検討取りまとめ」と7月の「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携の具体化について」が法務省と日調連の連名で全国の法務局・地方法務局首席登記官と土地家屋調査士会の会長宛てに事務連絡がされています。

これは、5回にわたる法務省担当者と日調連ADRセンター委員とのブレインストーミング(集団の自発的自由な発案・議論による問題解決法のこと)が実施され、それを踏まえた取りまとめ協議が行われた上、法務省と日調連との共同発表の形で公表されたものです。

本来であれば、平成17年度中に取りまとめられてもよい事案ですが、平成17年までに活動していた土地家屋調査士会ADRは、愛知、大阪、東京、福岡の四つの土地家屋調査士会しかありませんでしたし、平成17年末までに10会で設立された状況で、全国という規模で考えると、官民連携が、どのような形で可能なのかという具体的道筋が見えない中では、5年の時間経過が必要だったのはやむを得なかったのです。

ともあれ、国会で意見陳述をベースに付された附帯決議は、筆界特定制度を補完し、土地家屋調査士会ADRと連携することで「確定委員会案」へ近づくことを意図した西本先生の先見の熱意が、5年の歳月を経て実現に向けて動き出した事例といえることができるのです。

最近、法務省から「所有者不明土地を隣接地とする土地の分筆登記等を可能とするための筆界手続の取扱要領(試用)」が公表された事案もまた、附帯決議を根拠に、筆界特定手続を改善しようとしてされている事例です。

衆議院の附帯決議一項には、「新たに創設された筆界特定制度が、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に一層資するとともに、広く国民等に理解され、多くの者が利用できるよう、その周知徹底に努めること。」とあり、今話題になっている「空家対策」の一つとして「隣接地の土地管理者が不明な土地の場合にも分筆手続が中断されないよう紛争のない場合」にも広く筆界特定制度が利用できるようにする提案がされたものと考えてよいと思います。(もっとも、このような事案について、既に土地家屋調査士は、筆界特定を利用し

ていました。提案は、この実績が生み出したものですが、筆界特定時期の短縮を図ることが盛り込まれたことは、大きな制度改革の事例と素直に評価すべきでしょう。)

筆界調査委員によるグループ討論

私は、平成18年に第1期の筆界調査委員を拝命し筆界特定手続に関与し、その後8年のブランクを経て、昨年2月に再び筆界調査委員を拝命しました。

山口地方法務局では、任命した筆界調査委員を集め、事例研究として生の資料(守秘義務があるため非公開です。)を使用し、グループ討論と討論内容についての意見発表をする研修会が、筆界特定室の主催で開催されました。

テーマは、提示された資料から、筆界を「直線として考える」か「湾曲したものとする」か、という課題です。

提示された資料は、「現況平面図」平成27年作成、「地積測量図A」昭和38年作成、「地積測量図B」昭和48年作成、「地積測量図C」昭和53年作成、「空中写真A」平成17年撮影、「空中写真B」昭和23年撮影です。加えて、「土地台帳」「現行の登記記録」が提示されました。「現況平面図」には、現況には道路工作物があり湾曲していることが分かります。(申請代理人は、土地家屋調査士で、概ねこの工作物に沿って筆界があると考えています。)[「地積測量図A」「地積測量図B」「公図」は、直線で描かれています。

「地積測量図C」は、道路工作物と一致する湾曲の形状で描かれています。(申請代理人は、この地積測量図を根拠としています。)

「地積測量図B」は、「地積測量図A」の土地から道路部分を区画する目的の分筆手続の添付図面で、当該箇所は、「地積測量図A」に合わせて直線で描かれています。(「地積測量図A」「地積測量図B」の作成者は同一人です。)[「地積測量図C」は、「地積測量図B」を再分筆したもので、当該部分を湾曲して描かれています。「地積測量図C」は、特定申請された時の添付図書「現況平面図」に描かれた道路工作物の形状(湾曲)と合致しています。

「空中写真A」「空中写真B」の当該箇所は湾曲し、昭和23年頃から現在まで変動していないように見

えます。(道路工作物は、この湾曲に沿って設置され現在に至っているように見えます。)

以上の提示資料を全員で認識した上で、三つのグループに分かれグループ討論が行われ、各グループの代表者からその報告と集約意見の発表が行われました。

直線で筆界特定をするというグループが二つ、湾曲している工作物の位置で筆界特定するグループが一つ、と意見が割れました。

直線で筆界特定をするという論拠は、『最初に提出された地積測量図が筆界を定めた創設筆界となり、これは直線で描かれているから、例え現地工作物が昭和23年当初から存在していたとしても、「地積測量図A」の形状が尊重されるべきである。湾曲したものとして現況にある工作物に沿った形状で筆界を特定することは、現況主義の考えで適切でない。また、「地積測量図C」を処理した登記処理は、誤った処理であるのでこれを論拠にすることはできない。』です。

湾曲で筆界特定するという論拠は、『「地積測量図A」が作成された昭和38年という時代は、旧土地台帳時代の作成方法の名残が残っていた時代である。その時代の地積測量図作成の目的は、地積算出の根拠を明らかにすることに力点があり、平板すら使用せず、概略測量(テープによる直接測量)現地地形の凸凹を直線で測定するなど、概略の形状を図化して地積を得る方法をとった可能性を排除できない。「地積測量図A」には、筆界を特定することに必要となる起点を現地で示せる根拠も乏しく、現在作成されているような地積測量図と同等の視点で「地積測量図A」の評価を行うべきではない』です。

筆界調査委員を務めて感じること

私は、「地積測量図C」の作成時期が昭和53年であることから、この時代の背景を考えました。(昭和52年には、不動産登記取扱準則の大改正が行われています。)

昭和52年の準則改正によって、地積測量図作成に当たっては、地図の作成精度に連動するものとするため、国土調査法施行令別表を準用し、筆界点の位置誤差、筆界点間誤差、地積測定誤差を登記官の

判断基準とすることになったのです。(精度区分として、甲1から乙3までの精度区分は、この準則改正で取り入れられたものです。)

それまでは、300分の1や600分の1という尺貫法由来の縮尺を使用して地積測量図を作成していましたが、この時に、メートル法由来の250分の1や500分の1に改正されたことを記憶されている人も多いと思います。

筆界の位置を現地で特定する場合には、この準則改正に至る社会的な背景を考え、その当時の地積測量図の作成手順なども考慮して、結論を導く必要があると感じます。

この当時から土地家屋調査士業務を行っている会員は、今、土地家屋調査士業務の一線から離れようとしています。(昭和52年以前の地積測量図は、現在のような統一した考え方がない中で作成されました。全国の公図の特徴なども発表されていますが、地積測量図作成の社会的背景を知る登記経験者が少なくなって、地積測量図を評価する力が心配です。)

ちなみに、この準則改正に合わせ、日調連は調査・測量実施要領を定め、平成2年にはその解説書を発表しています。少なくとも、地積測量図が単に地積算出の根拠とするものでなく、登記されている土地の範囲が現地で明確に把握できるようにすること(又は、現地復元性を求めるようになること)は、この時から始まるのです。

「地積測量図C」は「地積測量図A」との整合性を否定した上で、登記が進められた事実から、「地積測量図A」を修正したものと解釈することはできないのかと考えてみました。

また、仮に、筆界特定の場合でなく、日常の業務の場合どういう考えで、手続を進めるのかを研修会参加者に問いかけてみました。

『「地積測量図C」が道路工作物と一致している場合、それを筆界と考えて手続を進めているのが一般的な実務ではないか?それとも、「地積測量図A」が直線で描かれている以上、「地積測量図C」の訂正等の手続をした後に次に続く諸手続を行うという立場を取る必要があるのだろうか?(このことにより権利の登記をも必要とするようになる。』と。

意外ですが、筆界特定手続と日常業務とは立場を

異にすると主張をする方も複数人ありました。(読者の皆様はどのように考えられますか?)

筆界特定制度の限界について

土地家屋調査士は、依頼者である国民だけでなく、隣接土地所有者のみならず、近隣の関係者にも協力を求め、これらの人々との友好的対話・意見聴取を行って業務を進めている日常があります。(依頼者以外の人との協力を得ながら、時には非協力的な近隣者との対話が必要な作業を伴う境界確認を業とする職種は、隣接士業種には見つかりません。)このことこそが、土地家屋調査士制度の本質でもあるのです。

国民から分筆や地積の更正登記の依頼を受けた時、対象とする土地の筆界が現地で不明な場合に、この制度を利用することで依頼の手続を進めることができる点で大きな前進がありました。(このことは画期的なことです。)この制度を利用した国民が、満足される事例もたくさんあります。しかし、筆界特定手続においては、境界付近の工作物の越境に対して撤去を求めることなどは予定されていません。

この制度には、境界標識すら現地には設置される仕組みもありません。筆界特定後の申立人や相手方、関係人などの当事者は、世代交代が繰り返されます。この制度に関わった土地家屋調査士からも「これでは、国民の求める真の解決につながらない」という不満の声があります。(この不満の声は、土地家屋調査士業務が、単に、登記の手続代理だけをしていれば、社会的責任が果たすことができると考えられていた時代からの大きな転換点を迎えたということでもあるのだと思いますが…)

前述の研修会でのように専門家の間でも意見が割れそうな場面や、筆界特定点が、一意に決定できない場合で、筆界を特定することにより、所有権に大きな影響を与えるような場合があります。

そんな場合にこそ、積極的に土地家屋調査士会ADRと連携を図る必要があることを痛感します。

終わりに

余談ですが、私の受け持った筆界特定手続中に、筆界特定室に対してこの連携をする助言を試みましたが、筆界特定登記官も同意され、連携を進めようとしたが、「土地家屋調査士会ADRは、申立人に有料であることによる負担が生じること」や「申立人に対する移行手続の同意が得られない」という壁が立ちふさがりました。連携の壁は思った以上に高いように思います。(申立人の代理人にいま少し筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携の認識が深まっていないことも大きな要因のように思います。)

現地に筆界(境界)が不明であることは、隣人関係の不安を掻き立て、社会インフラの整備等に大きな影響を及ぼします。

現地の筆界特定点に境界標識を設置し、登記されている土地の範囲が現地において明確に把握できるようにすることこそが、土地家屋調査士の職責の柱です。

せめて、筆界特定手続が終了した後、筆界特定室から土地家屋調査士会ADRに対し、申立人に依頼し、①相手方との合意を取り付け、②境界標識の設置を委託するなど筆界特定制度を補完する仕組みが必要です。

そういった視点から、土地家屋調査士会ADRとの連携の仕組みを充実する時期が到来していると感じています。土地家屋調査士会ADRの方からも積極的に、筆界特定室に提案を働きかける努力も必要です。

そのためにも今一度、「境界確定委員会案」を読み解き、10年を経過した筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの仕組みを研究し、真に国民の社会的不安を払拭する新たなステージを作り出すことを目指す時期が来ていると感じるものです。

【参考】

◎衆議院法務委員会の附帯決議(平成17年3月22日)

- 一 新たに創設された筆界特定制度が、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に一層資するとともに、広く国民等に理解され、多くの者が利用できるよう、その周知徹底に努めること。
- 二 筆界特定制度の運用に当たっては、筆界特定が土地所有権に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、この筆界特定を行う筆界特定登記官及び筆界調査委員等において、その能力を高め、制度の信頼性及び公正性を確保できるよう、所要の措置を講ずるとともに、従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生じさせないよう、特に配慮すること。
- 三 筆界特定制度が、より利便性の高いものとなるよう、裁判外紛争解決機関等の関係団体との効率的な連携に、十分に配慮すること。
- 四 筆界特定制度が、登記所備付地図の整備事業の一端を担うものであることにかんがみ、その申請手数料及び手続費用の決定に当たっては、国民が利用し易いものとなるよう、公費負担も含め、十分な検討を行うこと。
- 五 境界確定訴訟の結果を、登記事務に反映させることができるよう、境界確定訴訟と筆界特定制度との連携に、十分に配慮すること。
- 六 筆界特定制度が、的確かつ円滑に運用されるためには、登記所備付地図の整備促進が不可欠であることにかんがみ、人的物的体制の充実強化に、なお一層努めること。

◎参議院法務委員会の附帯決議(平成17年4月5日)

- 一 筆界特定制度が、簡易迅速に土地の筆界を特定する手段であることが広く国民に理解され、活用されるよう、その意義及び内容等について周知徹底に努めること。
- 二 筆界特定が土地所有権に事実上重大な影響を与えるものであることにかんがみ、筆界特定手続の運用に当たっては、申請人、関係人等の意見の陳述の機会を十分に付与するなど、制度の適正・公正さを確保するよう努めるとともに、従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生じないよう、特に配慮すること。
- 三 筆界特定制度において申請人が負担する申請手数料及び手続費用については、筆界の有する公共性にかんがみ、国民に過大な負担を強いることのないよう、公的負担を含め、十分な検討を行うこと。
- 四 筆界特定制度が国民に利便性の高いものとなるよう、簡易裁判所における調停手続及び裁判外紛争解決手続との連携について必要な検討を行うこと。
- 五 境界確定訴訟の結果を登記事務に反映させることができるよう、境界確定訴訟と筆界特定制度との連携を含め、十分に配慮すること。
- 六 筆界特定制度が円滑・適正に運用されるよう、筆界特定登記官の能力の向上を図るための所要の措置を講ずるとともに、登記所備付地図の作成・整備が一層促進されるよう、人的物的体制の充実強化に、なお一層努めること。
- 七 土地家屋調査士が民間紛争解決手続代理関係業務を行うために必要な研修については、その内容等が国民の信頼と期待に十分応えるものとなるよう、能力担保措置に万全を期すこと。

土地家屋調査士の社会貢献活動 寄附講座・出前授業

第3回 九州大学における寄附講座(福岡会)

福岡会社会連携講座講師 浦志 文明

1. 寄附講座(社会連携講座)について

平成25年度から始まった九州大学における本講座は、講義室の使用料名目等を支払うことで講座を開設した経緯があり一般的に認識されているであろう「寄附講座」とは異にしているという意味合いから福岡会では「社会連携講座」と称している。

2. 対象学部と学生

九州大学法学部3年生・4年生を対象とした後期講座(10月～翌年2月)としてスタートした本講座であるが、本講座の担当教授である七戸教授のご尽力もあり当初は40名程度の受講生を目論んでいたところ60名を超える学生が集まり準備した教室が手狭になったため2年目から大講義室で講義を行っており本年度も各回150～170名の学生が受講している。

法学部も2年生の受講生が増えてきており、学部を超えて、他の学部(経済学部、文学部、工学系学部など)の受講生も見受けられる。

以下は受講者数の推移。

平成25年度	受講者総数：1,028名
	各回平均： 68名
平成26年度	受講者総数：2,159名
	各回平均： 143名
平成27年度	受講者総数：2,339名
	各回平均： 155名

3. 九州大学法学部

旧帝国大学(7帝大)の一つで明治44年に設立された医学部・工学部を前身とした総合大学で、地元では九大の愛称で呼ばれている。大正13年法文学部設置、昭和24年法文学部を廃止し法学部、経済学部、文学部を設置。

法学部広報委員会が発行している「九州大学法学部ニュース」によると、2015年度(平成28年3月)時点の進路は、法学部卒業生198名(内女子83名)中、進学26名(10名)企業88名(42名)公務員56名(21名)その他28名(9名)となっており、他大学を含む法科大学院への進学が16名、上場企業や国家公務員(中央省庁、検察庁、裁判所事務官等)県庁や市役所等に多くの卒業生が就職している。

また、九州大学法科大学院の2016年司法試験合格者は36人で法科大学院合格率ランキングのベスト10に入っている。

4. 社会連携講座の講義内容

「土地境界と登記」と題して全15回(水曜4限目(90分)・2単位)で平成25年度から毎年、後期講座として開講。

本講座は、福岡会の会員が土地家屋調査士としての専門知識や実務経験を踏まえて講義することで土地境界や不動産登記法の知識を学生に習得してもらい、併せて土地家屋調査士業務との関係を講義することにより、将来学生が法曹関係や公務員又は一般企業等に就職し土地の境界問題に関わることになった場合などに少しでも本講座で習得した知識が役立つことを期待すると同時に、土地家屋調査士という



開講式で挨拶する七戸教授

資格者の存在やその業務内容についても周知したいとの願いから開講したものである。

15回の講義は、すべて福岡会会員が講師となり事前公開のシラバスに沿いながらも各講師が独自の視点や経験に基づいて実際の写真や実務に即した資料を作成し全15回を8名～10名の講師で分担している。

各講義の演題は以下のとおり。

- 第1回：本講座の目的、土地家屋調査士とは表示に関する登記(総論)
(不動産登記制度の中での表示登記の役割)
- 第2回：登記記録の読み方
(法務局資料、登記記録の見方と調査の必要性)
- 第3回：土地の表示に関する登記
(土地の表示に関する登記における判例と先例の相違点など)
- 第4回：土地の近代史Ⅰ
(地租改正事業を基準にして明治を振り返る)
- 第5回：土地の近代史Ⅱ
(明治から昭和までの土地に関する法律の流れを見る)
- 第6回：測量に関する理論と実務Ⅰ
(地積測量図解析のために)
- 第7回：測量に関する理論と実務Ⅱ
(測量の実務)
- 第8回：土地の登記の現状
(登記の対象となる国土・行政界・飛び地などの考察)



大講義室での講義風景

- 第9回：境界に関する理論と実務Ⅰ
(公法上・私法上の境界、登記との関係)
- 第10回：境界に関する理論と実務Ⅱ
(筆界特定制度と境界ADR)
- 第11回：境界に関する理論と実務Ⅲ
(土地境界紛争と土地家屋調査士の関わり)
- 第12回：建物の表示に関する登記Ⅰ
(建物登記総論)
- 第13回：建物の表示に関する登記Ⅱ
(建物登記の実務)
- 第14回：建物の表示に関する登記Ⅲ
(区分所有の概念、専有部分と共有部分、規約の設定・敷地権)
- 第15回：土地家屋調査士の役割

5. 成績評価方法

本講座では、出席を重視しており期末試験をせずに各回ごとに授業の要旨、質問を提出させその理解度により総合的に評価をしている。

授業ごとに記入してもらう感想などを読む限りでは概ね好評のようで、講義内容について学部に関係なく多くの学生が興味を持っており、法学部のみならず他学部の学生にとっても知識の習得に有意義な講座であるようだ。

6. 講義資料・回答の配布方法

平成25年度の開講当初は講義資料を印刷配布していたが、受講者が増え続け印刷経費が膨れ上がったこともあって2年～3年目からデータ化を図り、昨年度からは各回の講義資料データを事前に福岡会ホームページに掲載し受講生にダウンロードしてもらう方式に変更している。各講義の質問に対する回答も同様である。

7. 学生への期待

「境界」や「筆界」の概念だけでなく、土地家屋調査士が現地筆界の安定や紛争予防に寄与している資格者であることも本講座を通して理解してもらいながら、不動産を取り巻く環境の変化、特に昨今顕在化

しつつある土地所有者不在や不明問題の解決を図るためには各種法律の抜本的な改革を考える時期が迫っていることも理解してもらえような講義を目指している。

将来、法曹界や官公署で活躍することを期待される学生が多いこともあり、国土の保全や国民生活の基礎となる不動産に係る諸問題を本講座を通じて考えてもらう機会となれば幸いである。

8. 社会連携講座の継続と発展

当初は九大と2年の契約で始まった本講座も年々受講者数が増加、高止まりで推移し、人気の講座となりつつあるようでこのまま継続していくことになりそうである。

また、本講座の更なる発展のためにも本講座を軸として他大学での講座開設も視野に入れる時期がきているように思う。



税務大学校短期研修「評価実務」

日本土地家屋調査士会連合会(日調連)では、国税庁からの依頼により、税務大学校における短期研修の講師を毎年派遣しています。この研修は「主として国税局の職員を対象として、専門事務を円滑かつ効率的に遂行し、又は税務署の職員を指導していく上で要請される高度な知識及び技能を習得させることを目的として実施(国税庁ウェブサイトから抜粋)」しているもので、約30のコースがあり、その中で、日調連は「不動産登記及び測量の実務」の項目を担当しています。講師は平成20年開講当初から講師を務めていただいている東京会の瀧下俊明会員です。平成28年度は9月14日(水)に実施され、37名の国税庁職員の方々に受講していただきました。講義内容は次のとおりです。

- 1 土地家屋調査士とは
- 2 境界線の分類
- 3 公法上の境界(筆界)の再分類
- 4 所有権界と筆界との一致、不一致
- 5 実務における所有権界と筆界との関係
- 6 境界確定とは
- 7 境界確定のながれ

(日調連広報部)



瀧下 俊明会員(東京会)

函館会 『洋楽発祥の街 函館』

函館土地家屋調査士会西支部 坂本 修康

全国の土地家屋調査士の皆さん、お元気ですか？
函館会の名物土地家屋調査士、坂本です。
皆さんは「函館」を思い浮かべたとき、何を連想されますか？

“夜景の街 函館”、“イカの街 函館”、“五稜郭のある街 函館”、“北海道新幹線が開通した街 函館”、“GLAYが生まれ育った街 函館”

他にもたくさんあると思いますが、この紙面をお借りして皆さんがまだ知らない函館をご紹介します。それは、“我が国初の洋楽発祥の地 函館”です。

時は1854年、アメリカ合衆国東インド艦艇司令長官、マシュー・カルブレイス・ペリーは、横浜にて日米和親条約を締結した後、開港予定地である函館を視察するために函館を訪れました。

先遣隊の帆船3艇が函館に到着したのは同年5月11日のことでした。

17日には、ペリーを乗せた黒船2艇が来函したようです。

函館の町民は、艦上から聞こえてくる軍楽の響きを耳にしたといわれております。

さて、函館町民が間近に西洋音楽を聴いたのは1854年5月26日に行われたヴァンダリア号乗務員、ジェームズ・G・ウルフの葬儀の時が最初だと思われます。

翌27日には、同じヴァンダリア号乗務員のG・W・レミックが死亡し、昨日同様の葬儀が行われました。当時、艇に乗っていた人々は壊血病(ビタミンC不足)で亡くなる方が多かったようです。

葬儀の様子は、函館の名主小嶋又次郎という人が記した「亜米利加一条写」(市立函館図書館蔵)に挿絵入で紹介されております。

これを見ると、着岸地点から墓地までの間、ファイフ(横笛)とドラムを使用した葬送行進曲が奏でられていたことが分かります。

この演奏された曲は、ヘンデルのオラトリオ「サ

ウル」の葬送行進曲でした。

函館町民が間近で最初に耳にした西洋音楽は、なんとヘンデルの曲だったのです。

さて、1854年5月29日ペリーは、函館で応接にあられた松前藩主たちを艦艇に招いて交歓会を行いました。

松前藩用人たちは、饗宴に出席し、乗務員たちが演じるシンストレル・ショーに興じました。その予告プログラムの現物が残っており、アメリカ訛りでハコダディと記載されているのが面白いと思いませんか？

“シンストレル・ショー”とは、当時アメリカで大人気を博していた、手や顔を黒塗りにして黒人に扮した芸人たちが黒人訛りで歌や踊りに加え、漫才のようなショーだったようです。このショーのプログラムに載っているほとんどの曲が突き止められております。

だがしかし、このプログラムで注目されるのは第2部3曲目で歌われているフォスターの[主人は冷たい土の中に]が載っていることでした。

この歌は、ペリーがアメリカを出発する直前に出版されたフォスターの最新作でした。アメリカの最新作がリアルタイムで函館に運ばれていたことになります。

当時シンストレル・ショーが人気を博したのは、「草競馬」、「おおスザンナ」、「故郷の人々」などフォスターの最新流行歌曲を積極的に取り上げたことにありました。フォスターの歌曲は、横浜や下田でも歌われていたようです。

以上のことから、函館の近代洋楽史は1854年に始まったといつてよいでしょう。

1855年に日露和親条約が結ばれ、その3年後の1858年にイワン・ゴシケビッチが初代の日本領事として函館に着任しました。1861年には25歳の青年ニコライが領事館付属の司祭職として来函、さらに、その3年後の1864年にはニコライの補佐役としてサルトフが読経者として函館を訪れております。

幕末・明治初期の洋学史を研究している中村理平

氏の調査によると、1871年(明治4年)5月の時点で読経者(唄経者)のサルトフの指導で日本人の合唱隊が聖歌を日本語で歌っていたのは間違いないと認識されています。

これまで最初の日本語讃美歌については、1872年(明治5年)9月に横浜で行われたプロテスタントの横浜宣教師会議でバラ神父によって提示された2編「エスワレヲ愛シマス」と「ヨキ土地アリマス」の訳語をその場で歌ったのが始まりとされておりましたが、それよりも1年早く函館で讃美歌が歌われており、近代史における洋楽第1号であったのです。

さらに、1874年(明治7年)の時点でサルトフの指導により4部合唱が函館において歌われていたと

中村氏の調査から読み取ることができます。

4部合唱は、1879年(明治12年)政府設置の音楽取調掛(現在の東京芸術大学・東京音楽大学)が初めて取り入れたとされており、当時の函館の先進振りが偲ばれます。サルトフは、1874年(明治7年)に急死、船見町のロシア人墓地に今も眠っています。

歴史が好きな、土地家屋調査士の皆さん、新幹線も3月に開通いたしましたのでお気軽に函館を探索していただければ幸いです。特に日曜日の昼下がり元町界隈を散策してみませんか? 運が良ければ元町正教会から信者の方々が奏でる4部合唱の讃美歌を聞くことができます。どうです? タイムスリップの旅に出てみませんか。



ハリストス正教会



旧ロシア領事館



在日ロシア人墓地



三重会

『^{うま}おいな^{くに}いさ! 美し国、伊勢志摩へ 第32回日調連親睦ゴルフ三重大会2017』

『おいな^{くに}いさ! 名門ゴルフ場へ!』

三重県で名門のゴルフ場といえば、まず名前が挙がるのは、「近鉄賢島カンツリークラブ」です。このゴルフ場は、2006年～2015年までの10年間、「全米女子プロゴルフ協会公式戦」の「ミズノクラシック」「TOTO ジャパンクラシック」が開催されたコースで「全米女子プロゴルフ協会公式戦」の厳しい開催基準をクリアした世界基準、世界レベルのゴルフ場です。

このゴルフ場で、平成29年9月11日に『第32回日調連親睦ゴルフ三重大会』が、開催されることが決定しました。三重大会は、まさに世界レベルの「日調連親睦ゴルフ大会」といっても過言ではありません。

個人的には、もちろん「近鉄賢島カンツリークラブ」でラウンドもしたこともありますし、「ミズノク

三重県土地家屋調査士会 理事 西出 郷志

ラシック」「TOTO ジャパンクラシック」もほぼ毎年観戦に行っておりました。コースの施設はもちろんのこと、芝の管理などすべての面で優れておりゴルファーなら誰でも一度はラウンドしてみたい素晴らしいコースです。

主なコースを少しご紹介しますと、スタートホールの1番は505ヤードPAR5、2段グリーンでアンジュレーションが強くグリーンオーバーは禁物となります。

5番ホールは140ヤードPAR3で高低差はなく、グリーン手前にバンカーはありますが、距離が比較的短めでグリーンは大きく、「ニアピン賞」を狙ってピンをデットに攻めてください。7番ホール485ヤードPAR5は、ミズノクラシック2007年大会で上田桃

子プロがアルバトロスを達成したホールです。11番ホール165ヤードPAR3は、英虞湾を望むホールロケーションが美しいショートホールで、風の強弱で難易度が大きく変わるホールです。15番ホール405ヤードPAR4は、フェアウェイが広く思い切ったドライバーが振れるでしょう。セカンドは、打ち上げでグリーン面が見えない砲台グリーンなので、距離感が要求されることとなります。「近鉄賢島カンツリークラブ」の名物は、身の丈を超す深いバンカーが砲台グリーンをガードしている「アリソンバンカー」です。切れ味鋭いアイアンで砲台グリーンを確実に

とらえて是非とも攻略していただきたいと思います。

全国各会への『第32回日調連親睦ゴルフ三重大会』のご案内は、平成29年6月頃を予定しております。「近鉄賢島カンツリークラブ」のラウンドは、30組120名を確保しており、豪華景品も山のご用意させていただき、皆様をお出迎えできるよう三重会が総力をもって準備を進めております。

全国の土地家屋調査士ゴルファーの皆様、『第32回日調連親睦ゴルフ三重大会』に是非、ご参加くださいますよう、心からお待ちしております。

「おいなさい！観光の街、伊勢志摩へ！」

三重県土地家屋調査士会 副会長 古尾 圭一

三重会としては、全力でおもてなしをさせていただこうと最高のゴルフコースをご準備いたしましたが、私からはゴルフをされない方のために観光コースのご紹介をさせていただきたいと思います。

今回開催いたします三重大会のサブタイトルは『おいなさい！美(うま)し国(くに)、伊勢志摩へ』とさせていただきましたが、「おいなさい」とは、伊勢弁で「いらっしゃい」という意味です。また「美(うま)し国」とは、日本書紀にその物語が記されており、天照大神の鎮まる地を求めて倭姫命が旅に出ましたが、伊勢にたどり着いたときに「この神風の伊勢の国は、常世(とこよ)の浪(なみ)の重浪(しきなみ)よする国なり、傍国(かたくに)のうまし国なり。この国に居らむとおもふ」と伊勢の国はうまし(美しくすばらしい)国であるからここに内宮を鎮めたいと告げられたことにちなんでおります。

その「美し国」で伊勢志摩サミットが開催されましたが、会場となった志摩観光ホテルは、リアス式海岸の美しい英虞湾に浮かぶ賢島にあります。今回は特別に志摩観光ホテルでのランチを楽しんでいただくと考えています。また、ランチの前に志摩観光ホテルを含む英虞湾の景色が一望できる「横山展望台」から伊勢志摩の絶景をお楽しみいただき、そして、上からだけではなく、英虞湾をクルーズして、海からの景色も堪能していただくことで、目が満腹になった後で、お腹も満腹にさせていただけるというまさに美し(旨し)国企画です。

ランチの後は、いよいよ「心のふるさと」ともいわ

れる伊勢神宮内宮へ参拝に向かいますが、伊勢神宮では神話さながらに稲作にもとづく多くの祭事が現在でも粛々と続けられており、たとえば、現在のご神殿は平成25年に式年遷宮で建てられたものですが、それから20年後の平成45年には、現在空き地となっている隣の敷地に同じ形のご神殿が建てられ神様も引っ越しをするという行事が約1300年間続いています。以前に「伊勢神宮を世界遺産にする」という話もありましたが、いまだに世界遺産として登録されていないのは、遺産ではなく神話の姿そのままに生き続けているからです。常に若々しい、みずみずしい姿を保つために、伝統技術の伝承を行っていく「常若(とこわか)」の精神は、現在、我々土地家屋調査士がおかれている状況を打破するためにも必要かもしれません。古くから「お伊勢さん」と親しまれた神宮を参拝することにより、閉塞感が漂う現代において、今を感謝して「未来を信じられる」ようになることで発展していく力を生むのではないのでしょうか。そのほかにもお伝えしきれない観光資源がたくさんありますが、それにつきましては、お越しになられた時に地元の土地家屋調査士にお気軽にお尋ねいただければ、最高の笑顔を準備してご案内させていただきます。

それでは、全国の土地家屋調査士の皆様、ゴルフをなされない方も『第32回日調連親睦ゴルフ三重大会』に是非、ご参加くださいますよう、心からお待ちいたしております。

会 長 レ ポ ー ト

R E P O R T

11月16日
~12月15日

11月

17日

高村正彦衆議院議員「高村正彦君を囲む会」

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の会長でもある高村副総裁の勉強会に、山口会所属の戸倉日調連常任理事、横山全調政連会長とともに参加。最近の政局や国際問題等について幅広いお話を伺う。立錫の余地もないほど盛会であったが、直接お祝いとお礼を申し上げることができた。

24日

増子輝彦参議院議員「増子輝彦東京後援会『ニュー政治経済研究会』2016年第8回勉強会」

福島県郡山市出身の増子輝彦議員の勉強会に参加。増子先生には、民進党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の会長代行を務めていただいている。この日は、観測史上初めて11月に都心で積雪が観測され寒い一日となった。また、21日には福島県沖で地震が発生し、津波警報が発令、実際に津波も観測され、東日本大震災からの早期復興を強く意識された勉強会だった。

第5回常任理事会

8月末以来の常任理事会を招集し、各副会長・各部長・事務局から報告を受け、情報共有を図った後、本年度事業全体の進捗状況、各部の懸案事項等を確認。実りつつある「果実」の収穫に向け、会務指示を行った。

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会

自由民主党本部にて開催された標記総会に、全副会長とともに出席。今回、新たに17名の国会議員の先生方が議員連盟に加入いただいたという報告を聞き、心強く思った。また、横山全調政連会長はじめ政治連盟役員の皆さんも同席の上、土地家屋調査士制度に関して「予算・政策要望」を説明し、ご理解とご協力をお願いさせていただいた。

25日

G空間EXPO2016シンポジウム

日本科学未来館にて開催された「G空間EXPO」に今回も日調連として参画し、岡田・海野両副会長、古橋広報部長、小野研究所長、上杉広報部次長、山口・柳澤・藤井理事、今瀬研究員とともに出席。127名ほどの方々が私たちのセッションを訪れていただき、ここ数年間でも最大級の盛り上がりの中で、講演者も先端測量技術や取組を発表され、後段のパネルディスカッションにもつながる有意義な内容だった。年ごとに連合会のセッションに来られる方が増えていると実感した。さらに、全国各地から参加される、特に若い会員の姿は心強い限りだ。

日本測量協会 理事会

日本土地家屋調査士会連合会長として理事を務める日本測量協会理事会に出席。日本測量協会の会員数は本年9月末で12,626名社と順調に増加傾向にあるようだ。また、各種講習会においては、UAVを利用した三次元計測の受講者が特に増加しており、地理空間情報技術とともに我々も注視が必要である。

26日

地籍問題研究会第17回定例研究会

地籍問題研究会定例研究会も今回で17回目を数える。今回の会場は、明治大学駿河台キャンパスで、テーマは「公図の源流をさぐる」。奈良大学の土平先生による「大和国における地租改正地引絵図の作成経緯と地割に関する諸問題」に続き、藤原勇喜先生の「公図の沿革と現代的意義」の基調講演では、非常に熱い講演を拝聴させていただいた。後半の会員からの研究報告でも各々の地域における研究成果が発表され、非常に意義深い内容だった。

12月

1日、2日

平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同

全国50単位会のセンター担当者が土地家屋調査士会館に一堂に会し、市民目線に立ったADRセンターの在り方やADR認定土地家屋調査士の活動、筆界特定制度との連携についてグループ討論を中心とした情報共有としての会同を開催。当職の他、菅原副会長、佐藤社会事業部長、芦澤社会事業部次長、清野・徳永両理事。福岡日調連ADRセンター委員長、北村日調連ADRセンター副委員長、大谷委員(海野副会長広報取材)も参加。

5日

登録審査会

日調連の主要業務の一つである、登録審査会を開催。日調連会議室において、各委員の先生方と登録取消しに関する審査を行い、提出された陳述書の内容等について協議した。

6日

三者連絡会(日調連・日公連・日司連)

毎年この時期に開催されている連絡会に全副会長、金子常任理事とともに出席。日本公証人連合会、日本司法書士会連合会からの近況報告をお聞

きし、日調連からも現在の取組や会員の動向等について報告し、意見交換を行った。

7日

元連合会副会長青野正昭先生の告別式

宮城会所属で日調連副会長を務めていただいた青野正昭先生の訃報に接し、告別式に参列させていただく。改めて先生の大きさに敬意を払うとともに、制度の発展を誓い、お別れ申し上げます。ご冥福をお祈りします。

8日

第9回正副会長会議

早いもので、平成28年最後の正副会長会議を招集。各副会長、総務部長から担当事案に関して報告を受ける。また、次年度の事業計画案、予算案に関しても日程を意識した対応を指示。

8日、9日

第4回理事会

理事会を招集し、審議・協議を行う。各理事とも活発に意見を述べる場面が多く、「チーム日調連」としての活動を心強く感じるとともに、年度末に向けて土地家屋調査士制度に関する「果実」の収穫も近いことを実感。

地上絵プロジェクトin福島

主催：石川県土地家屋調査士会
開催日時：平成28年10月4日(火)

共催：福島県土地家屋調査士会
開催場所：福島県南相馬市立高平小学校

去る10月4日、「平成28年地上絵プロジェクトin福島」が開催された。

今回の取組は、被災地復興を願う大星顧問ら石川会の提案に、福島会が賛同して実現したものである。石川会は全国に先駆けて2011年から出前授業「地上絵プロジェクト」を行っており、そのノウハウを福島会に伝えることも目的の一つであったため、前夜祭も含め、二日かけて綿密に打合せが行われた。



打合せをする石川会、福島会の会員

丸田会長(石川会)の挨拶の後、座学が始まった。有川会員(石川会)は、日本地図や学校敷地のある14条地図などの身近なものを利用して、測量の考え方を分かりやすく、ときに土地家屋調査士の仕事の紹介も交えながら楽しく授業を進めた。



楽しく授業を進める有川会員(石川会)

この後、グラウンドに移動して体験授業が始まった。石川会が長年培ってきた出前授業のエッセンスが詰め込まれた内容となっている。

参加した6年生の児童全員に全ての作業を行ってもらうよう、3人1班に分け、A地上絵測量体験、Bノンプリ体験、C歩測ゲームと三つのブースを作り、班ごとに交代していく流れで進められた。

3人1班という班分けは、待ち時間を極力減らすこと、児童全員を楽しませることを配慮したうえでのものであると取材後思った。



A地上絵測量体験

児童はTS係、ポール係、距離計測係と順番に体験できます。各係に会員がついて指導します。TSの操作と、ポール係に指示をだすのが難しそうでした。

(地元のテレビ局も取材に来ていました。)



Bノンプリ体験

TSを使って周りの建物までの距離を測ってみます。児童はTSに興味津々。大人が仕事で使用している機器に触れられるだけでも、児童はうれしいのではないのでしょうか。



C歩測ゲーム(伊能忠敬ゲーム)
自分の歩幅を測ったあと、歩いて距離を当てるゲームです。自分の靴のサイズで測る児童もいました。記者も実際にやりましたが、すごく難しかったです。

児童たちは慣れない作業にとまどいながらも、楽しく作業を進め、無事、地上絵が完成した。



綺麗な星マークが2つ出来ました。



地上絵をドローンで撮影する石野副会長(石川会)
ドローンは児童にも大人気!

最後に教室に戻り、歩測ゲームの結果発表と表彰式があった。その際児童からは、「測量は難しかったけどすごく楽しかった。」「家族にも教えてあげたい。」等の発表があった。



参加児童との記念撮影

今回の地上絵プロジェクトは、復興の一助となっただけでなく、土地家屋調査士の認知度を高める絶好の機会にもなった。石川会では今後もこうした出前授業を継続し、要望があれば他会にも指導に行く意気込みでいる。福島会もこれを機に、震災で中断していた出前授業を再開し、継続していくとのことである。

他会との交流を図りその粋にふれることは、携わった会にとって大きな刺激になったのではないだろうか。

これからもこうした場が全国各地で設けられ、土地家屋調査士業界全体の発展につながってほしいと切に願う。



最後に石川会と福島会の皆さんで記念撮影

広報員 福原仁典(秋田会)

新年のご挨拶

土地家屋調査士国民年金基金 理事長 西本 孔昭

土地家屋調査士個々の会員にとりまして、土地家屋調査士国民年金基金は、日本土地家屋調査士会連合会の財務部の応援と広報活動により、その福利厚生策としての役割を明確にさせていただいています。

広報の有り難さ

八年ほど前、狭湊道路の解消がかなわず、長野県某市で起きた衝撃的な殺人事件のテレビの報道で、地元の風景と事件の背景が語られた後に、まず最初に東京土地家屋調査士会のガラスの扉が開いて、入り口に並ぶ書籍類が映されました。ADRや筆界特定の文字がくっきり映し出され、早くからこういうところへ相談していれば、こんな悲しい事件が起こらなかったかもしれない、という番組の導入部はとても説得力のあるものでした。

その十年くらい前には、「違法分筆」という大きな文字が新聞紙面に踊っていました。どこの誰に取材したのかも分からないままでしたが、こんな報道そのものが許せません。二度と起こり得ぬように、日調連事務局の職員の方々に多忙な業務の終了後、土地家屋調査士業務の夜間講座を設けて聴講していただき、外部からの電話一本にも油断しないようお願いしたことがあります。

近年の傾向として法務局・地方法務局が、土地家屋調査士会や司法書士会と共催してシンポジウムを開催し、また目に見える催しを政治連盟や公嘱協会と共に各地で実施していただいています。空き家対策や、所有者の把握困難な土地の対策など、私たちの日ごろの業務にマイナス要因となっている事柄を解消することに取り組んでいただいています。私たち土地家屋調査士国民年金基金の関係者すべての人の願いも、土地家屋調査士の制度の発展と、土地家屋調査士会員の隆盛と会員の増加にありますから、各地でできる限りのお手伝いをさせていただいています。

朝日新聞朝刊の下段に載る「天声人語」は、有名校の入試問題に利用されこともあって各界の注目を集めています。平成27年11月26日に東京土地家屋調査士会が「空き家」を題材にした川柳を募集したところ、全国から4,000句もの作品が集まったとして

紹介されています。

「買い手無し 払えば赤字 解体費」

「ふるさとの 空き家に集まり 遺産分け」

「気を付けろ！ 地震雷 火事空き家」

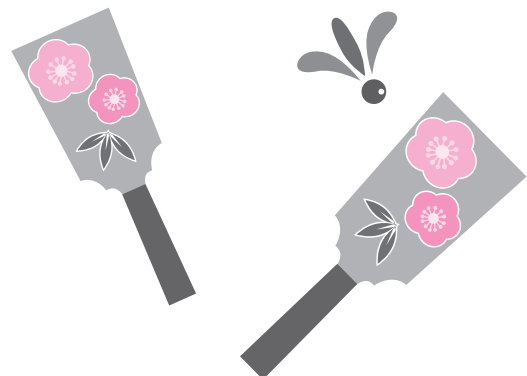
「まだ住める 空き家リユース シェアハウス」

「空き家買い 夫婦でリノベ 会話増え」

様々な観点から、点在する空き家やその予備軍に関心を寄せる、すごい広報でした。

土地家屋調査士国民年金基金の上部団体である国民年金基金連合会が、昨年の基金制度改正法について、私や司法書士国民年金基金が塩崎厚労大臣と直接意見交換したことに不信感を抱いたようなので、機会を見て基金連合会の役員の方々に思い切って言いました。私たち土地家屋調査士は、税務署所属の調査員として戦前からの請願に基づく運動と、シャウプ勧告を味方につけた固定資産税の地方税化とともに、必要欠くべからざる資格士業と認められた者です。昭和25年に成立して、翌年の第2回の全国土地家屋調査士会連合会総会は参議院会館会議室で開催され、昭和31年まで毎年参議院会館会議室で行われました。社会に職能として認知され、発展、安定していくために政治と無関係の訳がないことをつつい力説してしまいました。

今年も土地家屋調査士国民年金基金の事務局の皆さん方と共に、土地家屋調査士の方々のかけがえのない福利厚生策としてお役に立ちたいと頑張ります。皆様方の一層のご活躍を祈念申し上げます。



平成 28 年度限定
新規加入キャンペーン

土地家屋調査士国民年金基金 限定

もうすぐ 終了

1万円

もれなく全員に
キャッシュバック

- ・期間：2016年4月1日～2017年3月31日
- ・対象者：上記期間中に土地家屋調査士国民年金基金に新規ご加入いただき、初回掛金の納付ができた方
注：現在、国民年金の掛金をお支払い中の方が対象となります。
- ・応募手順：
 - ①土地家屋調査士国民年金基金に未加入の人が基金に「加入申出書」を送る
 - ②加入の手続きが完了したら、1,000円分の図書カードをプレゼント
 - ③初回の掛金引落日に、口座から掛金の引落ができたことを確認
 - ④1万円キャッシュバック決定
 - ⑤初回の掛金引落日から2ヶ月以内に、口座に1万円をお振込みします



2月がお誕生月のみなさま
翌月になると掛金が上がってしまいます。
2月15日までが
ご加入・増口のチャンス！

お問合せは今すぐ！

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル
0120-145-040
(平日 9:00～17:00)

■ 新年のご挨拶

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
会長 倉富 雄志

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は大変お世話になりましたことに感謝申し上げますとともに、今年もよろしくお願いたします。

また、平素は私ども全公連の活動につきまして、多大なるご理解とご支援を賜っておりますこと心よりお礼申し上げます。

従来、私は公嘱協会の将来への展望は、地図整備と災害対応ということを述べてきましたが、この二項目について全公連の取組と私の思いを述べさせていただきます。

1 地図整備事業と建物所在図作成事業への展望

平成28年度に松山地方法務局管内で、不動産登記法第14条第1項に規定する「建物所在図」作成作業のモデル作業も実施されています。高度で精密な不動産登記法第14条第1項地図をベースマップに、既登記建物の位置形状を世界測地系に準拠して明示するとともに、未登記建物情報、滅失建物情報等を把握することは、不動産登記法の意義からも極めて重要な業務になるに違いありません。

地図整備事業も建物所在図作成作業も、不動産に係る国民の権利の明確化という土地家屋調査士の責務を果たす上でも重要な業務であるとともに、大規模災害発生からの迅速な復旧に寄与することになりますし、公嘱協会及び土地家屋調査士の未来を開拓する事業であるという意味でも大きな柱となります。

今後とも全公連と加盟協会は地図整備事業、建物所在図作成作業にまい進していくこととなります。

2 全公連の取り組む災害対応への取組

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から5年、平成28年4月14日、またしても想定外とする「熊本地震」が発生いたしました。

全公連と加盟協会は、平成23年8月に「大規模災害発生における相互支援協定」を締結していますので、義援金による支援要請を行いました。多くの加盟協会の賛同を得まして、総額1,100万円の浄財の提供を受けまして、即刻熊本公嘱協会へ

送付したところでございます。

大変な地震被害を受けました熊本公嘱協会は、県内地方公共団体の求めにより住家家屋被災認定調査作業や熊本地方法務局の事業であります建物滅失調査に取り組んでいることの報告を受けています。

現在、全公連では、災害の規模・種類ごとに復興処理マニュアルの作成を行っていますが、加盟協会への配布を早急に行い、協会・調査士会の連携を前提とした体制づくりに努めるとともに、官公署との共同研修・共同訓練の実現に取り組んでいきたいと考えております。

これら二項目以外にも、全公連の会務運営の合理化、財政の健全化や全公連加盟協会の適正運営にかかる課題など多くの問題が山積していますが、微力ながらもその改善に取り組んでいく所存であります。

全公連では、今後とも日調連、全調政連との連携を保ちながら、土地家屋調査士制度の維持発展と土地家屋調査士の社会的・経済的な向上のため活動していきますので、これまでと変わらぬご支援を賜りますことを祈念しまして、新年のご挨拶といたします。

■ 公益財団法人公益法人協会のセミナーに参加して

全公連加盟協会が特例民法法人から公益社団法人への移行の際、大変お世話になり、今でも全公連にとって心強い味方である公益財団法人公益法人協会の主催で、トップマネジメント・セミナー2016が神奈川県逗子市のIPC生産性国際交流センターにて開催されました。

参加されている方々は、公益財団法人等の役員17名で、助成型法人・事業型法人と二分されますが、抱える問題は共通しているように思われました。

各セッションが90分単位で区切られ、各セッションは以下のとおりです。

- セッション1 「法人運営とリスクマネジメント」
- セッション2 「社会的インパクト評価をめぐる動向」
- セッション3 「東北被災地は今～コミュニティ再生支援活動の現状と課題」
- セッション4 「公益法人の役員のあり方、法人運営を考える」

セッション5 「資本主義の中に倫理を見出す～市民社会と信頼関係～」

セッション1は、公益法人としての適切な運営は、

- ①税制優遇処置を受けた社会的存在であり、ノブレス・オブリージュ（身分に伴う義務）を果たすべきこと
- ②市民にとって利益になるかどうかの判断が決め手であり、市民は法人のお客様という感覚が大切であること
- ③公益法人制度とその役割をよく理解するとともに、法令・定款・諸規則そして公益法人としての倫理を順守すること
- ④公益法人の財産は公のものであり、それを喪失したり毀損したりすることは許されないこと
- ⑤徹底した情報公開により、公益法人の存在価値を市民に理解していただき、支援され愛される存在となること

を学び、再確認致しました。

セッション2は、人口減少・高齢化が進展する中、複雑化・多様化する社会の課題に対応するためには、従来の行政中心の取組だけでは限界があり、人材・資金面での民間資源を活用する必要があることから、「休眠預金活用推進法」を例にあげ、ロジックモデルを引き合いに、近い将来、社会的インパクト評価が一般化することを想定して、対応のための準備を進めておくことが必要であるとのことでした。

我々とかけ離れたように思われるのですが、評価の過程は、計画、実行、分析、報告・活用となると参考にするべき内容が多々含まれているように感じました。

セッション3は、福島県名取市での避難所支援の報告でした。

心に残ったのは、“人と人のつながりは、多くの財産を亡くしたがそれに代わるものとして手に入れた”との言葉でした。

先の熊本地震や阪神大震災・新潟中越地震で耳にしなかったことは、支援物資から選べずに身にまとっている衣類を割烹着やエプロンがあればと思ったとのこと、外国人への支援のこと、病院・銀行・集会所等の機能している場所を知らせる支援のことなど、市町村と避難所支援をするときに、事前に考えておくことは多数あることを、再認識しました。

ある農家のお母さんが支援物資をいただいて言ったそうです、

「1つもらうと2つもらいたい。2つもらうと4つもらいたい。4つもらうと8つもらいたくなる。その気持ちが悲しい」

避難所支援は、傾聴して気持ちの整理に手を貸すことが大切なことのように感じます。手助けはするけれどもあくまで自活するための支援でなければならないと感じたそうです。過ぎた支援をやりたくなる気持ちがあるのを抑えながらの葛藤が垣間見られました。

セッション4は、ラウンドテーブルディスカッションにおいて、財源について、出向社員・役員改選により役員となった方々のガバナンスについて、理事と事務局長兼務についてなどを設問とし議論を重ねていきました。

財源については、助成型法人の大半は株による収益により運営されており、昨今の株式の変動には、苦慮しているとのことでした。

事業型法人は、官公署に啓蒙活動により事業を展開しているとのことでした。全公連加盟協会と同じようなスタイルにて事業展開をしているようにうかがえました。ただ、その事業内容は千差万別のようなことから、全公連開催の理事長会議において同じような手法を用いて議論をし、認識を高めていくことができることを心強く思いました。

セッション5は、医者は患者の命を信頼によって任される。患者は医者を信頼して自らの命を任せている。信頼によって仕事を任せ・任されている関係が「信頼関係」といえるのではないかと。

この「信頼関係」を伝統芸能である歌舞伎・能・文楽（人形浄瑠璃）に結び付けて説明していただきました。

その前ふりが、資本主義についてからのスタートでした。久しぶりに耳にするアダム・スミスやカントの思想から始まり、ミルトン・フリードマン、ジョージ・ソロス、アリストテレスなどたくさんの方の例をかかげ、よりわかりやすく説明するのに苦慮していただきました。

伝統芸術には、ある決め事が存在する。歌舞伎の役には隈取があり、能の役には能面があり、文楽の役には人形がある。

この人形遣いと人形の関係が、信頼関係の超越したものであるのではないかとのことでした。

人形遣いが自己利益を追及したら、人形は一方的に搾取されてしまうことになりかねない。「忠実義

務]を負うことによってのみ維持可能なのではないかとのことでした。

結びに、個人、職業、組織において「倫理性」の要請がますます重要な役割を果たす社会になるとのことでした。

(全公連副会長 小山進吾)

■ 会議予定

1月18日	平成29年新年賀詞交歓会
1月18～19日	第6回正副会長会議
1月19～20日	第4回地区作成研究委員会 第7回嘱託登記業務研究委員会
1月24日	第5回災害対応検討会
1月27日	全司協第22回未登記問題研究会
2月12～13日	第6回理事会
2月13～14日	全国理事長会議
4月11～12日	第1回監査会
4月12～13日	第1回理事会
4月13日	第1回役員選考委員会
6月5～6日	第2回理事会
6月6～7日	第32回定時総会及び第1回研修会

告知板

土地家屋調査士新人研修修了者

平成28年度土地家屋調査士新人研修(中国ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

中国ブロック協議会(23名)

広島会(9名)

深井 完次	赤木 一郎
小野 真紀子	賀家 幸二
福井 愛子	鈴木 克巳
松浦 清文	上原 武
下桶 敦司	

山口会(8名)

篠田 智昭	有吉 清
阿川 哲雄	山根 良吾
古屋 孝之	面村 暢夫
木下 修治	長畑 宏

岡山会(3名)

笠原 太陽	山本 由香
神原 章紘	

鳥取会(2名)

國米 剛	森木 琢磨
------	-------

島根会(1名)

兼崎 淳男

(順不同・敬称略)

平成 28 年度第 2 回釧路土地家屋調査士会全体研修会に参加して 研修テーマ『GNSS 測量の実務（基礎）』

9月17日(土)本年度第2回目の釧路会全体研修会が行われました。開催場所は帯広の森運動公園内にある『明治北海道十勝オーバル』2階研修室での開催となりました。今回の研修会場は国際大会を行うことができる屋内スピードスケート場であり、研修室からは1階のスケートリンクを見渡すことができます。当日は午後から高校生、大学生、一般の記録会が開催されておりました。

研修テーマ『GNSS 測量の実務(基礎)』

今回の研修は、‘GNSSを使用する会員が増えたが、ネットワーク型RTKを正しい方法で使用しているか?’ということを確認するための研修であり、以前当会の大先輩から、‘近年の研修会は座学ばかりで、野外実習なども土地家屋調査士には必要である。’との意見が出たこともあったため、測量実習を兼ねた研修会を行うこととなりました。実際に私が土地家屋調査士登録を行って18年目となりますが、全体研修会として測量実習を行うのは初めてであり、今回は札幌会、函館会、旭川会からも研修会に参加していただきました。

当日は、午前9時30分から、株式会社ニコン・トリンプル サーベイ営業部の廣瀬清和様を講師に迎え、第1部『マルチGNSS時代の測量作業について』を課題とした研修会が始まりました。

- ・マルチGNSS測量マニュアル(案) 国土地理院 技術資料G1-No.18

<概要>

従来、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システム(GNSS)として、米国のGPS、日本の準天頂衛星システム(QZSS)、ロシアの



研修会場 『明治北海道十勝オーバル』 屋内スピードスケート場

GLONASSが利用されてまいりました。これらに加え、近年、欧州連合のGalileoや新たな周波数帯(L5帯)の信号を利用する「マルチGNSS」の環境が整ってきました。国土地理院では、このような環境の下、マルチGNSSの信号を単独若しくは複数の組合せで行う測量の作業マニュアルを制定しました。

これにより、Galileo、新たな周波数帯(L5)を使用した1～4級基準点測量が実施可能となります。(国土地理院ホームページより抜粋)

このマニュアルは公共測量作業規程準則第17条



釧路会全体研修会 研修風景



参加者集合写真

第3号により、国土院が定めた新しい測量方法のマニュアルであり、準則の規定を拡大する位置づけとされたものであるとの説明がありました。(準則本文の改訂を待たずに、最新衛星測位技術を利用できることになった。)

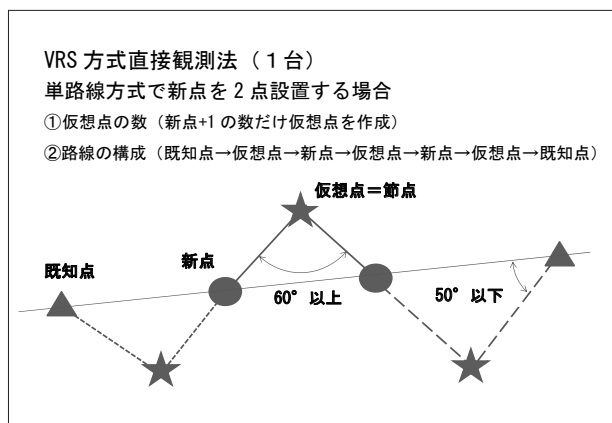
実際に当会会員が使用している最新式のGNSSは準天頂衛星、L5帯の周波数を使用することができ、条件が良ければ一般住宅の真横でも観測が可能とのことでした。

第2部『測量実習～ネットワーク型RTK-GPS方式における単点観測』

昼食後、屋外での測量実習が行なわれました。

研修会当日は、7台のGNSSを使用し7班に分かれて実習を行いました。普段からGNSSを使用している会員が班長となり使用していない会員をレクチャーする班編制となっています。

課題は、「単路線方式で新点2点を設置する場合」です。(図、参照)



時間短縮のため、既知点2点は、事前に観測済みです。現地に設置した新点にGNSSを設置し、あらかじめ条件内で座標登録してある仮想点を変更しながら観測を行って行きました。こちらも前段で記述しました、公共測量作業規程準則第17条第3号の新しいマニュアルを採用し、‘新点+1の数だけ仮想点を作成’する課題に基づき実習が進められました。

観測終了後は研修室へ戻り計算方法の確認をいたしました。参加した各会員の熟練度もあるため一度の研修会で全てを覚えて帰るのは難しいことではありますが、実地を含めた研修会はとても良いものでした。これは釧路会のように会員数が少ない会だからできる全体研修会であり、今後もこのような研修会があればまた参加したいと思います。

私的な第3部『ドローンを使用した現地の実測』

研修会翌日の9月18日(日)、釧路会オホーツク支部の横山太郎会員が帯広市の隣町、音更町にある「北海道立十勝エコロジーパーク」敷地内でドローンを使った現況測量を行うと前述の研修会で聞いていたため、私的な興味もあり横山会員の実務を取材してきました。(彼と私の事務所は車で約3時間半の距離があるため、話しには聞いていましたが今まで見る機会がありませんでした。)横山会員が使用するドローンは2種類あり、6枚の回転翼により飛行する‘ヘリコプタータイプ’とF117ステルス戦闘機のような形状の広域の調査に対応できる‘飛行機タイプ’があります。今回使用するのは‘飛行機タイプ’となります。今回の調査面積は141ha(東京ドーム30個分)であり、とても広大な敷地を測ることにな



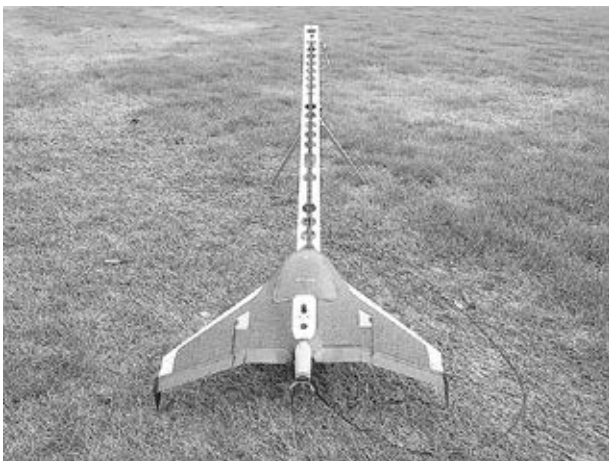
実地研修



使用機材ドローン



横山太郎会員とドローンと発射台



発射準備完了

ります。なぜそんな調査が必要なのかといいますと、本年8月に北海道(十勝地方)を直撃した4つの台風が原因となります。現場となる‘エコロジーパーク’は川沿いに作られた多目的公園なのですが、洪水によって敷地内に土砂が流れ込み使用できなくなった部分があり、そのための現況把握調査が今回の業務となります。現場へ着くと事前準備の対空標識の設置が完了しておりました。ほどなく敷地内に設置した発射台にドローンがセットされカウントダウンが始まりました。‘3・2・1・ビューン’あっという間にドローンは舞い上がり旋回を始めました、上空約150 m付近を40分かけて観測するのが、今回のドローンのミッションです。(150 m以上の飛行は

航空法の許可が必要となります。)時折、コントローラーで何かを確認する横山会員、基本的には飛行は全て全自動とのこと。着々とデータ取りが行われ、飛行完了の予定時刻が近づいてくると‘あと1往復で終了します。’との声が掛かり、着陸信号のスイッチが押されました。ドローンはグングンと高度を下げてきます。着陸箇所は草地で障害物は何もありません。‘3・2・1・ザザー’なんと着地方法は胴体着陸です！‘壊れないのかな?’と思い尋ねてみると、外側(飛行機部分)は消耗品であり、中の精密機械の値段が高いのだということでした。今は飛行回数も増え慣れてきたということでしたが、使用当初は着陸地点のプログラムを誤り電柱にぶつかってしまったこともあったとのことでした。いろいろな苦勞をしながらここまで使いこなすまでになったことが容易に想像できます。機材一式の値段を聞きますと約800万円ほどするそうです。それを国の補助金制度などを利用して購入し、まだ元は取れていないとのことでしたが目を輝かせながらこれからの展望を語る彼はとっても頼もしく見えました。

今回の2日間の取材を通し技術は‘日進月歩’進んでいるということを感じました。

いつか、横山会員自身が書いたドローンの原稿を全国の皆様に読んでもらいたいな—と思いました。

広報員 松田整(釧路会)

大規模災害基金状況

平成 28 年 11 月 14 日現在

ご協力いただきありがとうございます。

収支状況

各会からの寄附金計	¥	255,618,114
一般会計繰入金計	¥	56,300,000
他の寄附金等収入計	¥	9,478,418
災害見舞金計	¥	-158,305,000
他の支出	¥	-4,910,194
収支	¥	158,181,338

各会からの大規模災害寄附金合計 (平成 9 年度から平成 28 年度まで)

平成 28 年 11 月 14 日現在

調査士会名	寄附金額	調査士会名	寄附金額	調査士会名	寄附金額
東京	¥ 22,490,000	愛知	¥ 11,117,295	宮崎	¥ 3,399,000
神奈川	¥ 13,058,000	三重	¥ 4,708,081	沖縄	¥ 3,551,000
埼玉	¥ 16,095,820	岐阜	¥ 2,539,323	宮城	¥ 3,707,749
千葉	¥ 8,955,029	福井	¥ 1,674,786	福島	¥ 4,786,051
茨城	¥ 6,401,500	石川	¥ 2,847,000	山形	¥ 1,260,426
栃木	¥ 2,342,386	富山	¥ 2,221,000	岩手	¥ 3,779,143
群馬	¥ 4,399,000	広島	¥ 1,924,735	秋田	¥ 1,371,852
静岡	¥ 9,006,699	山口	¥ 2,149,000	青森	¥ 2,382,300
山梨	¥ 1,452,370	岡山	¥ 2,069,928	札幌	¥ 5,890,866
長野	¥ 5,306,500	鳥取	¥ 1,536,339	函館	¥ 1,219,000
新潟	¥ 6,865,900	島根	¥ 1,532,150	旭川	¥ 1,215,000
大阪	¥ 20,112,000	福岡	¥ 7,725,500	釧路	¥ 1,794,000
京都	¥ 5,276,107	佐賀	¥ 2,135,595	香川	¥ 3,000,000
兵庫	¥ 20,457,812	長崎	¥ 3,987,004	徳島	¥ 2,084,134
奈良	¥ 2,223,564	大分	¥ 3,508,000	高知	¥ 2,041,000
滋賀	¥ 3,313,632	熊本	¥ 3,086,000	愛媛	¥ 3,505,000
和歌山	¥ 2,259,538	鹿児島	¥ 5,854,000	合計	¥ 255,618,114

義援金等給付一覧

(平成 10 年度から平成 28 年度まで)

平成 28 年 11 月 14 日現在

支払日	所属会	対象	事象	合計	支払日	所属会	対象	事象	合計
H10. 8.20	新潟	会員 1 名	集中豪雨	¥ 20,000	H13. 4.20	山口	山口会	芸予地震	¥ 100,000
H10.10.16	茨城	会員 1 名	集中豪雨	¥ 20,000	H13. 4.20	岡山	岡山会	芸予地震	¥ 100,000
H10.10.16	福島	会員 1 名	集中豪雨	¥ 20,000	H13. 4.20	香川	香川会	芸予地震	¥ 100,000
H10.10.16	高知	会員 3 名	集中豪雨	¥ 60,000	H13. 4.20	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 100,000
H11. 4.14	岡山	会員 1 名	台風	¥ 20,000	H13. 6.29	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 200,000
H11.11.16	愛知	会員 4 名	竜巻	¥ 80,000	H14. 8.12	岐阜	会員 1 名	台風 6 号	¥ 100,000
H11.12.10	山口	会員 20 名	台風	¥ 490,000	H14.11.18	千葉	会員 18 名	台風 21 号	¥ 100,000
H12. 4.14	札幌	会員 1 名	有珠山噴火	¥ 30,000	H15. 6.17	宮城	宮城会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12. 6.14	岩手	会員 1 名	集中豪雨	¥ 50,000	H15. 6.17	福島	福島会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.10. 6	東京	会員 2 名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000	H15. 6.17	山形	山形会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.10. 6	愛知	愛知会	東海地方豪雨	¥ 1,500,000	H15. 6.17	岩手	岩手会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.10.24	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥ 100,000	H15. 6.17	秋田	秋田会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.11.27	東京	会員 2 名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000	H15. 6.17	青森	青森会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H12.12.25	島根	島根会	鳥取西部地震	¥ 30,000	H15. 8. 8	福岡	会員 1 名	九州集中豪雨	¥ 100,000
H13. 2.20	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥ 250,000	H15. 8.22	宮城	会員 1 名	宮城県沖地震	¥ 100,000
H13. 3.28	東京	会員 2 名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000	H15. 9.25	宮城	会員 7 名	宮城県沖地震	¥ 2,000,000
H13. 4.20	広島	広島会	芸予地震	¥ 100,000	H16. 7. 7	佐賀	会員 1 名	佐賀市竜巻	¥ 200,000

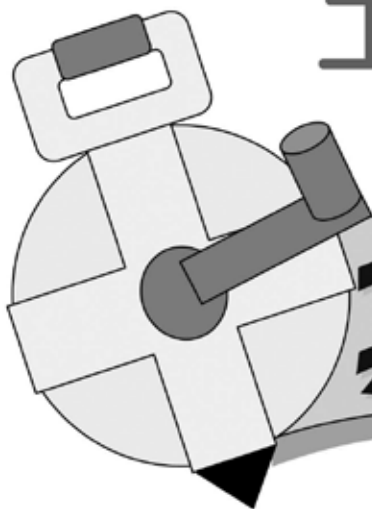
支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H16. 7.23	新潟	会員 14名	集中豪雨	¥ 1,700,000
H16. 7.23	福井	会員 7名	集中豪雨	¥ 500,000
H16. 8. 6	新潟	会員 2名、新潟会	集中豪雨	¥ 250,000
H16. 8. 6	福井	福井会	集中豪雨	¥ 100,000
H16. 8.18	富山	会員 1名	集中豪雨	¥ 100,000
H16. 9. 3	愛媛	会員 2名	台風15号、大雨	¥ 150,000
H16. 9.16	兵庫	会員 1名	台風16号	¥ 100,000
H16. 9.16	香川	会員 7名	台風16号	¥ 700,000
H16.10. 1	函館	会員 2名	台風18号	¥ 150,000
H16.10. 1	香川	会員 2名	台風18号	¥ 150,000
H16.10. 4	広島	会員 13名	台風18号	¥ 300,000
H16.10. 4	大分	会員 4名	台風16号、18号	¥ 100,000
H16.10. 4	宮崎	会員 2名	台風16号	¥ 150,000
H16.10. 4	岡山	会員 2名	台風16号	¥ 200,000
H16.10. 8	三重	会員 2名	台風21号、大雨	¥ 300,000
H16.10.18	兵庫	会員 12名	台風16号、18号	¥ 360,000
H16.10.19	山口	会員 21名	台風18号	¥ 580,000
H16.10.19	愛媛	会員 3名	台風21号	¥ 250,000
H16.10.25	高知	会員 1名	台風16号	¥ 50,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震運営費	¥ 1,000,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震応援物資	¥ 1,000,000
H16.11. 4	兵庫	会員 2名	台風16号、18号	¥ 70,000
H16.11. 5	静岡	会員 2名	台風22号	¥ 90,000
H16.11.17	新潟	会員 34名	新潟県中越地震	¥ 8,800,000
H16.11.17	兵庫	会員 4名	台風16号、18号	¥ 100,000
H16.11.17	香川	会員 6名	台風22号、23号	¥ 520,000
H16.11.24	新潟	新潟会	中越地震運営費	¥ 100,000
H16.11.25	千葉	会員 2名	台風22号	¥ 20,000
H16.11.25	兵庫	会員 15名	台風23号	¥ 3,700,000
H16.12. 6	新潟	会員 9名	新潟県中越地震	¥ 550,000
H16.12. 6	兵庫	会員 1名	台風23号	¥ 20,000
H16.12. 7	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H16.12.24	兵庫	会員 1名	台風23号	¥ 100,000
H17. 3.30	新潟	会員 14名	新潟県中越地震	¥ 2,200,000
H17. 7.20	新潟	会員 1名	集中豪雨	¥ 50,000
H17.10. 7	埼玉	会員 1名	局地的豪雨	¥ 100,000
H17.10.17	東京	会員 2名	局地的豪雨	¥ 150,000
H17.10.26	宮崎	会員 3名	台風14号	¥ 1,750,000
H18. 9. 7	宮崎	会員 1名	大雨被害	¥ 200,000
H18.10. 4	長野	会員 7名	大雨被害	¥ 750,000
H18.10.20	鹿児島	会員 7名	大雨被害	¥ 900,000
H19. 3.28	石川	石川会	能登地震初動活動費	¥ 500,000
H19. 6.25	石川	会員 21名	能登地震	¥ 5,250,000
H19. 6.25	石川	石川会	能登地震	¥ 1,500,000
H19. 7.20	新潟	新潟会	中越沖地震運営費	¥ 1,000,000
H19.12.27	新潟	会員 29名	中越沖地震	¥ 3,625,000

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H19.12.27	新潟	新潟会	中越沖地震	¥ 1,000,000
H20. 6.25	宮城	宮城会	岩手・宮城内陸地震	¥ 500,000
H20. 6.25	岩手	岩手会	岩手・宮城内陸地震	¥ 500,000
H20.11. 5	三重	三重会	集中豪雨	¥ 200,000
H21. 9. 1	山口	山口会	中国・九州北部豪雨	¥ 300,000
H21.11.16	兵庫	会員 5名	台風9号	¥ 500,000
H23. 3.14	宮城	宮城会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000
H23. 3.14	福島	福島会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000
H23. 3.14	岩手	岩手会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000
H23. 4.13	茨城	茨城会	東日本大震災運営費	¥ 1,000,000
H23. 4.13	福島	福島会	東日本大震災	¥ 9,000,000
H23. 6.17	宮城	宮城会	東日本大震災	¥ 17,300,000
H23. 6.17	福島	福島会	東日本大震災	¥ 11,150,000
H23. 6.17	岩手	岩手会	東日本大震災	¥ 12,750,000
H23. 9. 8	新潟	新潟会	新潟・福島豪雨	¥ 600,000
H23. 9.16	千葉	千葉会	東日本大震災運営費	¥ 1,000,000
H23. 9.16	千葉	会員 2名	東日本大震災	¥ 150,000
H23. 9.16	茨城	会員 14名	東日本大震災	¥ 3,550,000
H23. 9.16	宮城	会員 10名	東日本大震災	¥ 6,750,000
H23. 9.16	福島	会員 18名	東日本大震災	¥ 8,850,000
H23.10.14	和歌山	会員 3名	台風12号	¥ 700,000
H23.10.14	三重	会員 1名	台風12号	¥ 150,000
H23.12. 5	山梨	会員 1名	台風12号	¥ 150,000
H23.12. 5	兵庫	会員 7名	台風12号	¥ 500,000
H23.12. 5	静岡	会員 7名	台風15号	¥ 800,000
H23.12. 5	愛知	会員 1名	台風15号	¥ 150,000
H24. 1.19	千葉	会員 5名	東日本大震災	¥ 1,750,000
H24. 1.19	茨城	会員 1名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H24. 1.19	福島	会員 8名	東日本大震災	¥ 5,000,000
H24. 1.19	宮城	会員 2名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H24.10.17	福岡	会員 3名	九州地方大雨被害	¥ 500,000
H25. 1.17	福島	会員 2名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H25.10.23	埼玉	会員 1名	竜巻	¥ 50,000
H25.10.23	山口	会員 1名	大雨被害	¥ 200,000
H25.10.23	岩手	会員 2名	大雨被害	¥ 100,000
H26.11. 5	徳島	会員 2名	台風11号	¥ 300,000
H26.12.15	京都	会員 7名	大雨被害	¥ 1,000,000
H27. 9.18	茨城	茨城会	関東・東北豪雨運営費	¥ 1,000,000
H27. 9.18	栃木	栃木会	関東・東北豪雨運営費	¥ 150,000
H27.12.15	埼玉	会員 3名	関東・東北豪雨	¥ 600,000
H28. 1.29	茨城	会員 7名	関東・東北豪雨	¥ 2,100,000
H28. 2.29	茨城	会員 1名	関東・東北豪雨	¥ 200,000
H28. 4.18	熊本	熊本会	平成28年熊本地震運営費	¥ 1,000,000
H28. 4.25	大分	大分会	平成28年熊本地震運営費	¥ 1,000,000
H28. 9.21	熊本	会員 15名	平成28年熊本地震	¥ 9,500,000
支出計				¥158,305,000

災害見舞金支出合計(平成10年度から平成28年度まで)

¥158,305,000

土地家屋調査士 賠償責任保険



募集中

万一のときのために、
是非この機会にご加入を
ご検討ください！



お支払例①

測量の際、境界標の設置を誤り、誤った面積を登記したために顧客に損害を与えた。

お支払例②

測量中、測量機が転倒し、付近にいた子供がけがをした。

お支払例③

境界確認のための立会いの際に、立会人がころんできがをし、通院した。

ポイント!
土地家屋調査士に賠償責任が発生しないケースでも見舞金の対象となります。
*ただし、事前に保険会社の同意が必要となります。

保険期間：平成29年4月1日から1年間
中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B16-101882 使用期限：2018年4月1日

日調連主催 「実務講座」～土地境界実務～

土地境界問題解決への貢献のために ～筆界確認、筆界特定、筆界確定訴訟を貫いて

第3回

東京地方裁判所部総括判事(前民事第二課長) 江原 健志

一境界紛争ADR、所有権確認訴訟における関与一

この二つ自体も違うものですが、共通するところとして、対象とするところが今までみてきました筆界とは別のものにあるということを挙げる事ができると思います。具体的にいいますと、対象とするのは、所有権界ということになります。公法上の境界に対するものとして、私法上の境界というものがあることがありますが、それが対象となってくるということですね。そういう意味では、これらの手続の対象は、私的自治の及ぶ範囲になってくるかと思えます。ただ、先回りしていってしまうと、建前としてはそうってはいるものの、肝は、やはり筆界の認定ということになるのではないかというのが私の考えでございます。

その点について説明していきますが、まず、前提として、一つ目の「境界紛争ADRの意義は、どのような点に求められるのか。ADRの一般的な意義と境界紛争ADRの特質」について考えてみたいと思います。ADRについては、今回のプログラムの中でも、別の講義が予定されていると聞いておりますので、深いところには入りませんが、若干のさわりだけ申し上げますと、ADRは、裁判外の紛争解決手続ということです。本日のお話の最初のところで、土地家屋調査士法の条文を確認しましたが、そこに定義付けをした規定がございます。同法の第3条第1項第7号。この規定は、括弧書きがたくさん付いているので分かりにくいのですが、この中にADRの定義規定が設けられています。私のレジュメでいいますと、同項第7号の規定を4行にわたって引用しておりますけれども、ちょうど下から2行目のところで、裁判外紛争解決手続とありますよね。その後括弧書きで書いてあるものが一般的なADRの定義ということになります。つまり、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。これが裁判外紛争解決手続です。

さらに、その外側の括弧書き、ただ今読み上げたところを含む括弧書きの部分ですけれども、民間紛争解決手続の定義規定として大きな括弧書きがありますね。民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいうとされています。ADRというのは、このように定義付けされております。そして、このようなADRには、大きく分けて、仲裁といわれているものと調停斡旋といわれているものの二つがあります。仲裁というのは、国際条約があって、それに準拠した仲裁法という法律が司法制度改革の過程で作られました。それに則った手続になります。要するに、仲裁合意というのが核になるわけですので、この仲裁合意というのは、仲裁人の判断に紛争当事者が紛争の解決を委ねることを約束する、そういった合意です。裁判というのは、憲法に由来するものですけれども、国民全員が裁判所ないし裁判官という仲裁人の判断に委ねることに合意したと考えれば、広くいえば、裁判も仲裁のようなものですけれども、その私的なバージョンが仲裁といっているかと思えます。それに対して、仲裁以外のADRである調停斡旋というのは、いろんな個別法やこれも司法制度改革の過程で作られたADR基本法という法律がありますが、仲裁人の判断に委ねるということではなく、当事者双方で話し合いを継続して合意を成立させるということが肝になる手続です。仲裁というのは、特殊な領域、国際商事紛争や建築請負紛争などではよく使われているようですが、あまり一般的ではないかもしれません。これに対して、調停斡旋というのは本当によくあるもので、境界紛争ADRという制度も、こちらに分類されるのではないかと考えられます。もちろん、仲裁として実施してもいいとは思いますが。こういった広い意味でのADRというのは、訴訟との対比において位置付けられたくくりであるわけですが、裁判というものが究極の紛

争解決手段であり、最後の手段、ラストリゾートであるとすると、それと比較して、その前段階といえますか、裁判ないし訴訟までいかなくともという意味でよくそのメリットが強調されています。よく言われるのが、簡易、迅速、低廉^{ていれん}です。それから、非公開であるとか、手続が柔軟であるなど、そういったところに裁判と比較してのメリット、アドバンテージがあるといわれておりますね。境界紛争ADRは、各単位会が対応する各弁護士会と協力し合って行われておりますが、こういうメリットがあるということになるわけです。ただ、ADRは、結局は調停斡旋であり、他方で、筆界は公法上のものとして私的自治は及ばない、つまり当事者の合意で筆界をずらすことはおよそあり得ないわけですから、当然のことながら、建前としては、その対象は所有権界ということになります。筆界と所有権界の違いに由来して、これらがずれるという場合もあるわけです。典型的なケースとしては、時効取得ですよ。取得時効というのは、民法の規定に基づく制度ですが、所有の意思を持って、平穩かつ公然、善意無過失で10年間、物を占有すれば、所有権を時効取得する、原始取得するということ。また、所有の意思さえあれば、平穩かつ公然、善意無過失の要件を欠いたとしても、20年間、物を占有すれば、所有権を時効取得できますよという制度です。そして、民法には一物一権主義という原則がありますが、判例上、一筆の土地の一部についても、時効取得することができる^とと解されております。ということは、筆界線とは一致しない形で、時効取得というものが生じ、所有権界が成立してくることになります。さらにいいますと、判例上、一筆の土地の一部の処分、取引も認められるとされていますよね。その結果として、筆界と所有権界にずれが生じてくるわけですね。皆様方も、日々の業務の中で、認識されていると思いますが、境界紛争の中には、当然そういうものもあるわけですよ。だとしますと、それを解決するツールとして何かが必要だということで、訴訟以外にも、ADRが必要になるということですね。所有権確定訴訟がその訴訟版ということになりますね。所有権確定訴訟と境界紛争ADR、あるいは筆界確定訴訟との相違点は、今まで御説明してきたところから、自明かと思えます。

そこで、筆界の専門家の関与というところですが、そこも、関与の仕方としては、先ほどの筆界確定訴訟におけるものと似たような話になります。こちらの方は、私的自治の話ですから、処分権主義あるいは弁論主義が当然適用になりますね。そういう違いはありますが、訴訟における関与という意味では、所有権確認訴訟における関与の在り方は、先ほどの鑑定や専門委員ということになりますし、ADRの方では、代理人や手続主催者ということになります。では、具体的に、どのような場面で専門家としての知見を生かすかということになりますと、結局、所有権の範囲の確認の訴訟ないしADRというの、所有権界と筆界がずれる原因というのは、先ほど来申し上げているようなことなのですよ。ということは、まず、出発点は、何をおいても、筆界を認定するということになり、それができないとどうしようもないということになります。論理的に考えれば明らかですが、筆界が定まって、初めて、それを前提として、一部なのかどうか出てくるわけですよ。時効取得するかどうか、もちろん時効取得というのは、自分のものについての時効取得もできるというのが判例です。ただ、それは救済的な話にすぎません。例えば、売買契約で取得したはずであるがその証明ができない。この土地は、私のものです、という人がいたとします。その土地の上に誰かが勝手に建物を建ててしまった。だからどかしてくれということで、所有権に基づく妨害排除請求として、建物収去土地明渡請求訴訟を起こしたいという人がいるとします。ただ、元々、その人がその土地を所有しているということの証明として、所有権の登記がされていれば、推定されるということになっているのですが、売買契約の契約書がないとか、そういうことで証明ができない。そういう場合に、時効取得、自分の物の時効取得ということになるのですが、そういう形で主張するということは有り得るのですが、原則として、時効取得の対象は、民法の条文にもありますとおり、他人のものであるということになります。そうだとすると、まず、どこからどこまでが何番の土地で、どこからどこまでが何番の土地だということ、つまり筆界が明らかにされた上で、それをはみ出していけば時効取得ですよ、ということになるはず。よくあるのが、屋根が筆界

線をまたいでいるとかいうケースですが、そのケースでも、筆界線をまたいでいるところが論理的には前提になるはずですよ。このことは、境界紛争ADRでも、同じことだろうと思います。そういうことからすると、筆界の専門家の関与が必要となるということは、明らかだと思わね。

—おわりに—

最後のまとめに入りたいと思います。

以上、現行の制度における土地家屋調査士の関与について、みてきました。その中で、幾つかの問題提起をさせていただきました。

まず一つ目の問題提起は、土地の境界紛争の解決のためのツールの多様性です。今までみてきたとおり、いろいろとあります。一番基本となるものは、日々の通常の分筆の登記であるとか、あるいは地積更正の登記の申請に当たっての筆界の認定。これらも、潜在的な紛争予防という意味、あるいは紛争解決という意味では、やはり一つのツールではないかと思えます。地図の作成作業、あるいは地図の訂正、それらも、同じであるか、拡大版といえるのではないかと思えます。それから、2番目にみた筆界特定手続ですね。これは、正に境界紛争解決手続ですね。ここからは、紛争が顕在化していることが前提になってきますが、まずは、第一段階として、行政手続としての筆界特定手続があるということですね。それから、更に進んで、従来はこれしかなかったわけですが、筆界確定訴訟があるということです。加えて、派生的な形で、所有権の範囲の確認という形になりますが、その根底にはやはり筆界の確認という作業が論理的には前提となるものとして、境界紛争ADRとか所有権の範囲の確認の訴訟があるということです。このように、ツールの多様性があるということが確認することができたかと思えます。

二つ目の問題提起として、土地の境界紛争の解決に当たって重要なことは何かということです。これも、既に明らかであると思えますが、要するに、筆界、公法上の境界をいかに適正・的確に認定するかということですよ、やはり。これがどの手続を通じて、求められていることではないかと思えます。先

ほど、飛ばしてしまったのですが、筆界特定に戻っていただけますでしょうか。不登法の規定ですね。第143条第1項です。若干、条文を短縮化して記載しておりますが、読ませていただきます。「筆界特定登記官は、筆界調査委員の意見を踏まえ、登記記録、地図又は地図に準ずる図面及び登記簿の附属書類の内容、対象土地及び関係土地の地形、地目、面積及び形状並びに工作物、圍障又は境界標の有無その他の状況及びこれらの設置の経緯その他の事情を総合的に考慮して、対象土地の筆界特定をする」と規定されております。ここでは、若干難しい、堅い表現振りになっていますが、条文として表現したところがあるわけですね。「筆界特定登記官は、」という主語にはなっていますが、当然、筆界調査委員の意見というものも、これと同じようなことを考慮した上で、筆界認定をするわけですよ。この条文には、正に筆界認定の肝が書かれているのではないかなという感じが私はしております。おわりにのところに戻りますが、「土地の境界紛争の解決に当たって重要なことは何か」ということですが、適正・的確な筆界の認定ということではないか、それを誰がどのように行うかというだけの違いですが、訴訟の場合は、最終的には裁判官が行うことになりすし、筆界特定の場合は筆界特定登記官ということになります。さらには、表示登記の地積更正や分筆の登記においても、最終的に登記記録に記録するという作業を行うという意味では、登記官の作業にはなるわけですが、今までのお話しかから明らかなおと、その核心的なところの作業を行うのは、申請代理人となる、あるいは筆界調査委員となる、さらには訴訟において鑑定人、あるいは専門委員となる専門家の意見が最も重要であるということがいえるのではないのでしょうか。そして、その専門家が誰かといえば、皆様方、土地家屋調査士の方々ということですよ。

最後の「土地の境界紛争の解決の担い手としての筆界の専門家である土地家屋調査士に期待されることは何か」ということですが、それは、最初にみました土地家屋調査士の規定に端的に表れているとおと、筆界認定を適正・的確に行うための知識・能力を日々磨いていただく、その上で、実際に携わる場面、ツールはいろいろとありますけれども、やることは一つです。それを当該事案に応じて、きちんと

やっていただくということなのではないかと考えられます。私も、法務省民事局でいろいろな仕事をやってきた関係で、各士業に様々な御事情があり、いろいろな活動を組織的にされている実情というものを拝見してまいりました。どの士業でも、活動領域の確保、権限の拡大ということが非常に重要なテーマになっていることは、理解することができます。だから、業際問題というものがいつも起こるわけですよ。土地家屋調査士の業務についてみても、測量という場面では、あるいはそのような問題があるのかもしれませんが、私が思うには、本日のお話で御説明をしてきました筆界の認定という極めて重要な業務、これは、他にはないですよ。これからも、おそらくは、多分、競合するということはないのではないのでしょうか。もちろん、理屈の上では、弁護士とのバッティングはあるかもしれないのですが、実際には、無理です。そういう意味では、唯一無二の資格とっていいのではないかと思うのです。ここは、本当に、土地家屋調査士しかできない仕事であり、頑張ってもらいたいと私は思っております。他方で、最近、他の士業もそうなのですが、土地家屋調査士の試験の受験者数が下がり、トータルでも、現に土地家屋調査士として仕事をしている方々が減

少傾向にあると思います。連合会の「境界紛争ゼロ宣言!!」、これは大変素晴らしいことだと思いますけど、地図作成作業が全て終わり、境界紛争がなくなるまでは、なかなか時間が掛かります。そういう意味では、深刻な境界紛争が全国にいろいろあるということですね。やはり、土地家屋調査士の皆様方の活躍する場面は、今後も、なくなるものではなく、むしろ、都市部の再開発等に伴い、どんどん増えていきます。そういう意味で、是非頑張ってほしいですし、その為には、やはりこの筆界の認定の知識・能力に磨きをかけるということですね。現場に臨んで、的確・適正に行う。これが本当に重要だと思いますので、是非、今後とも、こういった研修を企画して、参加して、皆様も単位会へ帰って、それぞれの単位会の会員に講義されるのではないかと思います。他の土地家屋調査士の皆様方への啓発も含めて、よろしくお願ひしたいと思う次第でございます。私が申し上げたかったことは、そういうことでございます。ちょうどお時間もよろしいようでございますので、以上をもちまして、私のお話しを終わらせていただきたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

(終)

11月
18日

第3回研究テーマ「筆界業務」会議

<協議事項>

- 1 研究所報告会の発表について
- 2 今後のスケジュールについて

21日

第4回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第12回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第13回以降の土地家屋調査士特別研修について
- 3 第11回土地家屋調査士特別研修の決算について
- 4 平成29年度特別研修運営委員会事業計画(案)及び同特別研修特別会計収支予算(案)について

24日

第5回常任理事会

<協議事項>

- 1 FIG2017ヘルシンキ(フィンランド)大会への参画について
- 2 平成28年度第2回全国会長会議及び平成29年新年賀詞交歓会の運営等について
- 3 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(平成29年追加)」の作成について
- 4 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則及び同規則運用細則の一部改正(案)について
- 6 土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程(モデル)の一部改正(案)について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)及び契約の執行に関する取扱基準の新設(案)について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会会計規則に規定する代決の基準の見直しについて
- 9 各種委員会委員等への報償費等の支出方針について
- 10 平成29年度土地家屋調査士新人研修について
- 11 CPDポイントの公開に向けた対応について
- 12 平成29年度各部等事業計画(案)について
- 13 平成29年定時総会において選任する外部理事及び外部監事の候補者について
- 14 連合会における平成29年度の主要な会議に関する日程(案)について

第5回常任理事会業務監査

28日、29日

第4回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
- 2 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 3 不動産登記規則第93条不動産調査報告書作成ソフトの改修について
- 4 平成28年度事業計画の展開について
- 5 筆界特定制度に関する事項について
- 6 次回業務部会の開催について
- 7 各種委員会の開催について
- 8 委員への報償費について
- 9 平成29年度各部等事業計画(案)及び同予算(案)について

29日

第4回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 会報の編集及び発行に関する事項について
- 2 平成29年度の会報表紙について
- 3 本年度の会議日程について

29日、30日

第3回研究所会議

<協議事項>

- 1 平成28年度の研究所研究報告の取りまとめ方針について
- 2 平成29年度研究所事業計画(案)及び同予算(案)について
- 3 研究所研究報告会構成について
- 4 次回研究所会議開催日について
- 5 報償費について

30日

第5回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第12回土地家屋調査士特別研修の教材について
- 2 第13回以降の土地家屋調査士特別研修について

第4回社会事業部会

<協議事項>

- 1 国土調査法第19条第5項の利用促進について
- 2 建築確認申請に際しての敷地の境界確定について

12月

1日、2日

平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同

5日

登録審査会

<審議事項>

- 1 土地家屋調査士法第16条第1項に係る登録の取消しについて

8日

第9回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成28年度第4回理事会審議事項及び協議事項の対応について

8日、9日

第4回理事会

<審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則の新設及び日本土地家屋調査士会連合会東日本大震災復興支援対策に関する規則の廃止について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会職員等の就業に関する規則等の新設及び廃止等について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会職員等の就業に関する規則等の新設に伴う関係規則等の整備について

<協議事項>

- 1 FIG2017ヘルシンキ(フィンランド)大会への参画について

- 2 平成28年度第2回全国会長会議及び平成29年新年賀詞交歓会の運営等について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則及び同規則運用細則の一部改正(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)及び契約の執行に関する取扱基準の新設(案)について
- 5 平成29年度土地家屋調査士新人研修について
- 6 土地家屋調査士専門職能継続学習運営細則等の一部改正(案)について
- 7 CPDポイントの公開に向けた対応について
- 8 平成29年度各部等事業計画(案)について
- 9 平成29年定時総会において選任する外部理事及び外部監事の候補者について
- 10 連合会における平成29年度の主要な会議に関する日程(案)について

第4回理事会業務監査

13日

第2回日調連技術センター会議

<協議事項>

- 1 平成28年度日調連技術センターの具体的執行について

15日、16日

第1回筆界特定制度推進委員会

<協議事項>

- 1 平成28年度事業計画の展開について



恵方

深谷健吾

鶏鳴の恵方へ向きて干支瓦
連峰を赤く染め上げ初日の出
初場所や呼び出し役の声透り
数の子や女系家族の姦しき
本堂を我が物顔に嫁が君

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田 操

吾にまだ残る力や返り花
髪うすき頭いたはる冬帽子
霊峰へ雲の流れや神渡し
風情なき庭を潤す冬紅葉
調査士を全う勤労感謝の日

岐阜 堀越貞有

祖母母らと子らの仲もつ炬燵猫
月冴ゆる湖面に浮かぶ浮御堂
カーテンの隙より覗く寒鴉
早々と北窓塞ぐ長屋かな
仏壇にも父母の墓にも冬の梅

茨城 中原ひそむ

九十二の妻の生涯山眠る
山眠る山の彼方へ妻逝けり
鉦たたく寒さに香の揺らぎけり
妻逝きて一人となりし布団敷く
「天寿」とは哀しき文字や銀杏散る

愛知 鍋田建治

縁に座しじつと見つむる冬紅葉
看取り来る母の向かうに冬の虹
照り返す堀の水面に花梨の実
お茶会の饅頭旨し文化の日
お茶席で無を無想する文化の日

今月の作品から

深谷健吾

島田 操

霊峰へ雲の流れや神渡し
「神渡し」とは、神無月に吹く西風で、出雲へお旅立ちになる神々を送る風の意。即ち、風に乗って空を飛び給う神の旅姿を連想させる季語。日本では、山岳信仰が古来より盛んであり、現在でも民間信仰として生き続けている。提句は、「霊峰」即ち神仏を祀る神聖な山へ「神渡し」の風に乗られ、出雲へお旅立ちか。「風」のことは一切言わず、「雲の流れや」と詠まれたところが素晴らしい。敬服の一句である。

堀越貞有

祖母母らと子らの仲もつ炬燵猫

「炬燵猫」とは、猫は寒がり、冬は暖かい場所を探してうずくまる。昔は、火を落としたあとの生暖かい竈の中の光景であったが、今では、炬燵の中の景を詠む冬の季語である。寒い冬の一家団欒には欠かせないのが置炬燵や堀炬燵である。提句は、居間の置炬燵には祖父と祖母と孫と猫が揃う。あたかも炬燵猫が、皆の仲をもつ

て居る様に。ほのぼのとした家族を詠んだ家事俳句。「炬燵猫」の季語の斡旋がお見事な一句である。

中原ひそむ

山眠る山の彼方へ妻逝けり

「山眠る」は、冬の山がもの寂しく、静まっている様子を言う。春は「山笑う」夏は「山滴る」秋は「山粧う」冬は「山眠る」と形容されている。山を擬人化した表現にもいろいろある。冬山の感じがよく出ている季語である。奥様のご逝去の報に接し、心よりお悔やみ申し上げます。提句の「山眠る」の季語はもとより、「山の彼方」即ち、遠くはなれた方へのフレーズに返す言葉もありません。ひたすら、ご冥福を祈るばかりであります。尚、「山」の反復により、悲しみの深さを痛感致します。私にとっても忘れることの出来ない一句となりました。

鍋田建治

縁に座しじつと見つむる冬紅葉

「冬紅葉」とは、木の種類や場所によっても異なるが、冬になってもなお美しく残っている紅葉のこと。尚、ナナカマドなどは、鮮やかな葉を残しているが、雨や霜で傷んだ姿は哀れを誘う。小春日和の縁側での一句か。冬にしては暖かい昼下がり。窓を開けて、縁で日向ぼっこ。庭木の中に、何と美しく、鮮やかな葉の木を発見。冬なのに、こんな紅葉とは。俳句は、何時でも、何処でも出来る。お互いに俳句で楽しみましょう。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成28年11月 1日付
 東京 7973 柴田 章仁 大阪 3290 大橋 礼王
 京都 886 佐々木友哉 兵庫 2476 泉 和宏
 滋賀 446 北川 善之
 平成28年11月10日付
 神奈川3052 柴田 直浩 広島 1877 下桶 敦司
 広島 1878 住廣 俊輔
 平成28年11月21日付
 栃木 931 鉢村 悦男 栃木 932 高瀬 洋二
 静岡 1788 富田 光則 京都 887 安東 尚美
 佐賀 552 米満 浩文

登録取消し者は次のとおりです。

平成28年 8月14日付 東京 7803 小出水満洲男
 平成28年 9月15日付 広島 1656 松浦 康之
 平成28年 9月16日付 広島 1181 下田 敬三
 平成28年10月 1日付 神奈川 2223 岸本 博文
 平成28年10月 4日付 神奈川 1853 三村 孝
 平成28年10月10日付 新潟 1551 早川 卯一
 平成28年10月22日付 宮崎 698 矢野 康憲
 平成28年11月 1日付
 茨城 897 高野倉喜一 大阪 1844 河本 勇
 大阪 3035 中川 幸明 愛知 2284 森田 誠
 広島 467 鈴藤 越司 福島 1380 佐藤 正弘
 青森 43 佐々木秀雄
 平成28年11月10日付
 長野 1863 中澤 壽博 福井 239 五十嵐常治
 福井 408 三上 健次 石川 392 勘田 信
 岡山 930 青野 敏久 岡山 951 小川 庸光
 岡山 1241 熊田 剛 福岡 1447 堺井 一夫
 大分 601 福西 正道 鹿児島 859 上江 洋人
 宮城 701 武田 利彦
 平成28年11月21日付
 東京 4822 井野 信之 東京 4944 山下 惠範
 埼玉 1118 吉田 宏 和歌山 231 佐向 康男

熊本 1122 山本 宏 沖縄 248 長浜 勝三
 沖縄 501 平安名栄忠

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成28年11月 1日
 東京 6874 若林 修 東京 7822 荒井茂登美
 神奈川3050 中山 和代 埼玉 2574 川島 知之
 埼玉 2575 浅海 敬央 埼玉 2584 道添 敬太
 埼玉 2589 佐藤 寛哲 茨城 1402 根本 貴正
 茨城 1443 杉山 幹雄 静岡 1477 森田 功
 静岡 1765 岩田 純也 静岡 1767 永田 裕史
 静岡 1776 長谷川浩久 山梨 399 秋山 信仁
 山梨 400 平賀 悠也 山梨 402 小川 紗織
 長野 2577 藤森 崇之 長野 2587 倉島 誠一
 長野 2593 矢島 慎也 新潟 2056 片原 倫之
 新潟 2106 高橋 伸 新潟 2165 池田 栄司
 新潟 2201 池田 航 新潟 2202 田澤 努
 新潟 2203 山家 拓朗 新潟 2207 松岡 弘樹
 新潟 2212 田中 直也 大阪 3232 平野 和昭
 大阪 3263 綿谷 茂則 京都 886 佐々木友哉
 奈良 424 松岡 芳明 滋賀 446 北川 善之
 愛知 2495 小松 尚文 愛知 2866 大高 英志
 愛知 2881 石川 直哉 愛知 2894 磯西 亮佑
 愛知 2897 古川 和義 福井 430 木野 隆二
 石川 549 寺崎 壱 石川 658 加恵田 信
 石川 662 中嶋 武司 石川 663 南 雅之
 富山 510 吉田 勇一 山口 962 面村 暢夫
 山口 965 木下 修治 福岡 2049 城戸 絵里
 福岡 2132 吉永 剛 福岡 2232 河合 和秀
 福岡 2281 渡邊 義昭 鹿児島 1057 武石 裕和
 鹿児島 1078 乾 悟 福島 1477 蜂谷 尚克
 函館 211 山路 徹 函館 213 月館 元宏
 釧路 346 毛利 安男 徳島 461 中尾 徳男
 高知 600 村山 修一 高知 609 漁師 明
 高知 659 岡林 友紀 高知 660 下村 貴之
 高知 661 松坂 諭志 高知 662 橘 秀明
 高知 664 佐野 巧也 高知 665 太田 聡
 高知 667 濱口 輝幸 高知 668 藤原 浩寿

平成28年11月10日

神奈川 2831 小林 大輔	神奈川 3044 鈴木 信市
埼玉 2232 松下 伸之	千葉 1319 櫻井 隆
千葉 2135 押鐘 純子	千葉 2155 藤本 隆一
群馬 915 石原 悟	群馬 973 加辺 建一
群馬 983 北爪 英樹	静岡 1764 大谷 稚和子
奈良 434 薄出 茂	滋賀 395 佐々木 敦巳
滋賀 444 平沼 康宏	和歌山 431 谷口 武大
岡山 1261 松原 健一	福岡 2043 嶋田 繁喜
長崎 771 本田 将之	長崎 783 柴田 真宏
長崎 784 松尾 剛	長崎 785 森 直明
長崎 786 田口 博之	大分 826 有馬 遼
大分 829 小野 浩信	大分 832 後藤 紘一
大分 837 諫本 源太	宮城 1016 千葉 匡宏

福島 1470 吉田 和広	福島 1478 鈴木 新子
香川 704 中島 仁	香川 711 石井 敦雄
高知 611 久代 昭	高知 625 田邊 豊

平成28年11月21日

神奈川 2627 福島 誠	神奈川 3003 露木 文子
神奈川 3028 池富 嗣勇	埼玉 2597 吉川 真弘
千葉 2165 高橋 恒史	栃木 931 鉢村 悦男
京都 887 安東 尚美	兵庫 2424 高橋 宏成
兵庫 2455 城戸 文昭	兵庫 2460 岸本 邦裕
兵庫 2465 山住 正	広島 1868 米中 庸裕
広島 1870 山本 康介	広島 1871 小野真紀子
広島 1873 福井 愛子	福島 1476 渡邊 優
秋田 1031 金子 純一	香川 669 富岡 計孝

編集後記

新しき年の始めの初春の今日降る雪のいや重け吉事
 一新しい年の始めの今日降る雪のようにいっそう重
 なれ良いことよ

この1年めでたいことが重なりますようにという願いを込めて詠まれた歌、4500首余りある万葉集の一番最後は、編纂者であるという説が有力な大伴家持のこの歌で締めくくられています。

42歳の家持が因幡に赴任し、初めて迎えたその年の正月は、とてもめずらしいことに当時の暦で元旦と立春が重なり、さらに良い兆しとされた正月の雪も降り積もりました。「めでたい出来事が重なった年の始まり、ますます重なれ良いことよ」と歌うことで実り豊かな1年となること、国の安泰と時代の永遠を願いました。万葉集が良い歌集になりますように、ずっと読み継がれていきますようにという願いも込められているともいわれています。

『言霊』の力を信じ、歌を詠み、願い祈る。古代日本では、言葉には霊が宿っていて、霊の持つ不思議な力がはたらき、発した言葉どおりの結果を現す力があると信じ

られていました。現代人の受け止め方は様々でしょうが、思い描く将来、願う未来、それが社会全体のこととなれば、言葉にして発信することをせずに叶うことはないでしょう。日調連は『土地家屋調査士のランドデザイン』をお示しさせていただきます。そして、それは会員一人一人がそこに思いを重ね、共鳴し共振してこそ、近づいていけること、現実に実現することであろうと思います。

ここ数年、全国的に暖冬で雪は少なめでした。今年は例年以上に寒い冬となり、雪の日も多いようです。雪は月花とともに、日本人が最も美しいと感じるものようです。白妙のような雪に覆われた野や山に、また、都会にあっても、普段とは全く異なる無垢で清浄な世界を見出すのは、今も昔も変わらないこと。雪の降り積もった朝、戸を開けると輝く白い世界に大人も子供も歓声を上げるのは、不思議です。

ともあれ昨年冬の冬とは一転して厳しい寒さとなる予報です。皆様お健やかに暮らしてください。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)